



軽米町総合発展計画 後期基本計画

令和8年度～令和12年度



岩手県軽米町



町長あいさつ



軽米町長 山本 賢一

町では、まちづくりの指針となる「軽米町総合発展計画」を令和3年3月に策定し、「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を町の将来像に掲げ、その実現に向け、各種施策を推進してまいりました。

前期基本計画期間（令和3年度から令和7年度）においては、かるまい文化交流センター宇漢米館が開館し、賑わい創出や多様な交流の拠点施設としてさまざまな事業が展開されるほか、子育て支援環境充実のため保育料の無償化などの取り組みや一時預かり保育の実現などさまざまな地域課題に向き合い、まちづくりを進めてきたところです。

この間、急速に進む人口減少や少子高齢化、地球温暖化対策に加え、激甚化・頻発化する自然災害への備えなど、日々変化する社会経済状況の中、多様化する町民ニーズへの柔軟な対応が一層求められています。

本計画においては、これまでの取り組みの中での課題を踏まえ、総合発展計画の基本構想のもと基本計画を見直し、交流人口拡大と住みやすい町づくりに向けた取り組みを強化し、各施策における指標目標を新たに設定したところであります。

今後もこの計画に基づき、町民の皆様と行政がそれぞれの立場から協力し合い、共に役割を担いながらいきいきと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

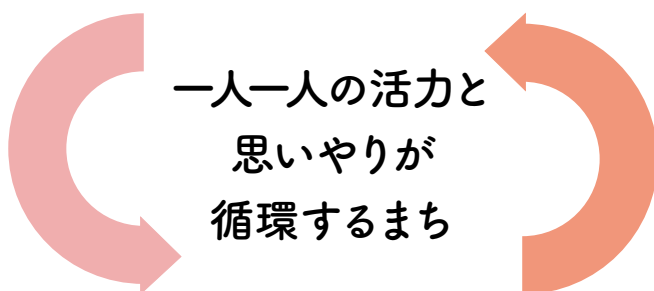
結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました総合開発審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様とご協力いただきました関係各位に対しまして心から御礼を申し上げます。

令和8年3月



まちの将来像・基本目標及び基本指標

令和12年までに、変化の激しい社会情勢や少子高齢化を始めとした山積する課題に対応していくためには、住民・地域・行政等のそれぞれの立場の一人一人が、町全体の発展に臨む「活力」と、安全・安心で充実した暮らしをつくり出す「思いやり」を発揮していく必要があります。この一人一人の行動がまた次の誰かの行動を生み出し、「活力」と「思いやり」が循環するまちを目指します。



基本目標①

まちの資源を活かした
持続可能な発展の実現

基本指標：交流人口

基本目標②

協働による課題解決を通じた
まちの「住みよさ」の向上

基本指標：アンケート「まちの住みよさ」

政策1

豊かな自然と美しい
景観のまちづくり

政策2

一人一人がいいきき
暮らしまちづくり

政策4

資源を活かした
地域産業のまちづくり

政策3

子育て環境日本一を
目指すまちづくり

政策5

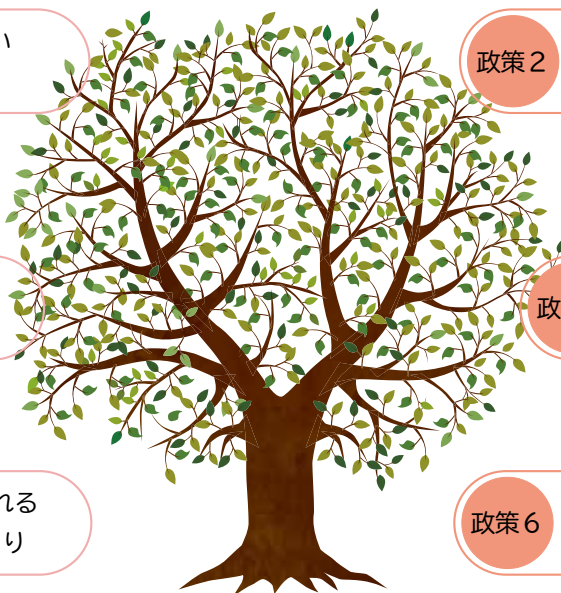
多様な交流が生まれる
魅力あるまちづくり

政策6

共に支え合う
安心・安全なまちづくり

政策7

社会変化に対応した行財政運営





政策・基本施策・SDGsの目標

まちの将来像、基本目標及び基本指標を達成するため、7つの政策を推進していきます。また、各政策を達成するための基本施策と対応するSDGsの目標は以下のとおりです。

基本計画

政策	基本施策	対応するSDGsの目標
政策1 豊かな自然と美しい景観のまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな自然環境の保全 2 地球温暖化対策の推進 3 バイオマス産業都市構想の推進 4 ごみ減量化の推進 	    
政策2 一人一人がいきいき暮らすまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の推進 2 スポーツ活動の活性化 3 保健対策の充実と医療体制の維持 4 高齢者の生きがいづくりの推進 5 福祉の充実 	  
政策3 子育て環境日本一を目指すまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援環境の充実 2 教育の充実 	    
政策4 資源を活かした地域産業のまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 かるまいブランドの推進 2 農林畜産業の振興 3 商工業の振興 	  
政策5 多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光産業の推進 2 移住・定住・交流事業の推進 3 伝統文化の継承 	 
政策6 共に支え合う安心・安全なまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な暮らしのための環境づくり 2 快適な生活環境の整備 3 協働によるまちづくりの推進 	    
政策7 社会変化に対応した行財政運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 ニーズに対応した行政サービスの提供 	

目次

第1部 序論

第1章 総合発展計画後期基本計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格と役割	2
3. 計画の構成と期間	2
4. 軽米町の概要	3
第2章 軽米町、町民をとりまく社会潮流	22
1. 人口減少・少子高齢化	22
2. 持続可能な社会の実現に向けた広域的な取り組み	23
3. 地球温暖化対策と再生可能エネルギー活用の取り組み	24
4. 激甚化・頻発化する自然災害と防災の取り組み	25
5. 多様化する町民ニーズと新たな行政の役割	25

第2部 基本構想

第1章 目指すまちの姿	28
1. まちの将来像	28
2. 基本目標及び基本指標	29
第2章 目指すまちの姿を達成するための政策	31
政策1 豊かな自然と美しい景観のまちづくり	32
政策2 一人一人がいいき暮らしのまちづくり	33
政策3 子育て環境日本一を目指すまちづくり	34
政策4 資源を活かした地域産業のまちづくり	35
政策5 多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり	36
政策6 共に支え合う安心・安全なまちづくり	37
政策7 社会変化に対応した行財政運営	38
第3章 前期基本計画の達成状況	39

第3部 後期基本計画

政策・基本施策・主要施策一覧	44
政策1 豊かな自然と美しい景観のまちづくり	46
政策2 一人一人がいいき暮らしのまちづくり	51
政策3 子育て環境日本一を目指すまちづくり	59
政策4 資源を活かした地域産業のまちづくり	66
政策5 多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり	72
政策6 共に支え合う安心・安全なまちづくり	78
政策7 社会変化に対応した行財政運営	85

資料編	87
-----	----



第1部 序論

総合発展計画後期基本計画の 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

軽米町総合発展計画は、刻々と変化する社会経済の動向や、町を取り巻く状況、多様化する町民ニーズを踏まえながら、将来に向けた目標、方針を定め、時代の変化に対応した新たな視点に立ったまちづくりの方向性を示します。また、住民とともに地域の将来を創造し、それを実現するための住民共通の目標と具体的な手立てを掲げます。

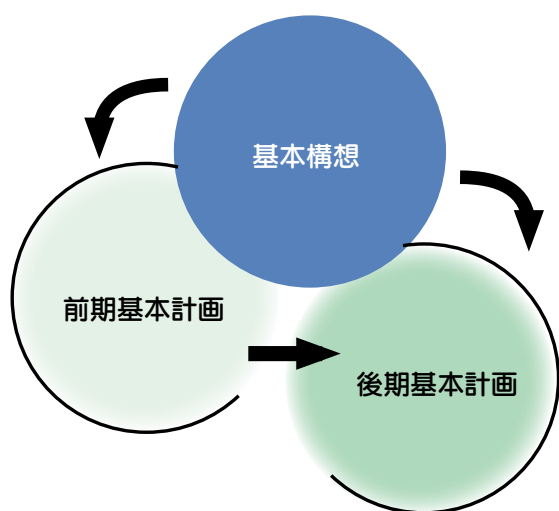
軽米町では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする軽米町総合発展計画を策定しており、令和7年度に前期基本計画が終期を迎えることから、令和8年度からの軽米町総合発展計画後期基本計画を策定するものです。

2. 計画の性格と役割

軽米町総合発展計画は、町の最上位計画として、全ての計画や事業の根幹となるものです。したがって、全ての事務事業はこの総合発展計画に基づいて行われており、福祉や教育、産業振興や基盤整備など、さまざまな分野を一つの方向性のもと計画的に推進しています。

3. 計画の構成と期間

軽米町総合発展計画は、「基本構想」「基本計画」から構成され、期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間です。



【基本構想】

基本構想は、町の10年後の目指すべき姿を定め、その実現に向けたまちづくりの基本方向を示します。総合発展計画の核として、町が目指す将来像を示し、その実現に向けた基本理念を明らかにし、まちづくりに向けた施策の大綱を示したものです。

【基本計画】

基本計画は、基本構想のまちづくりの基本方向を受けて、その実現に必要な分野ごとの施策の基本方針と主な取り組みを示します。この基本計画は、前期と後期で構成し、後期の基本計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間です。

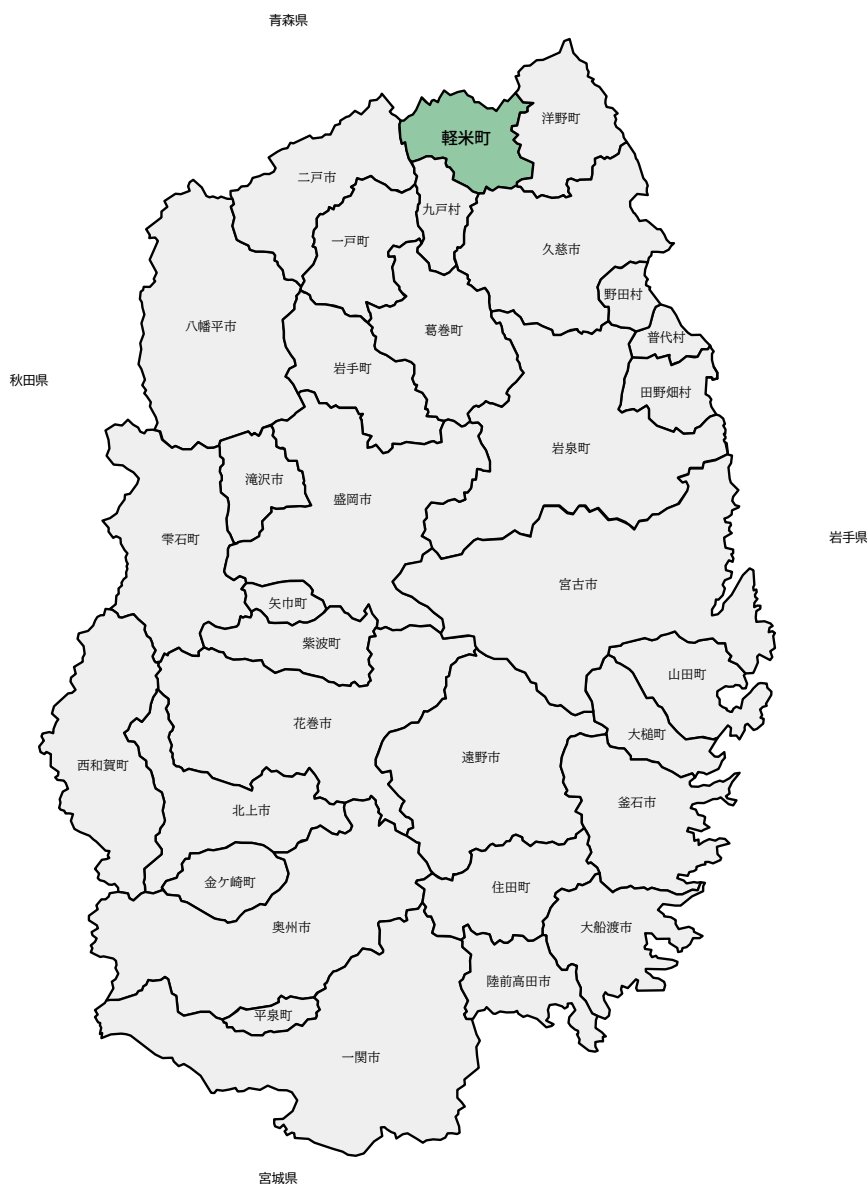
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				

4. 軽米町の概要

(1) 軽米町の位置、面積、地勢



軽米町は岩手県の北端に位置する町です。東は久慈平岳を望み、洋野町と、南は久慈市と九戸村、西は折爪岳を隔て二戸市と、そして北は青森県八戸市、南部町、階上町と隣接しており、面積は245.82 km²です。軽米町は、北上山地の織りなす自然美と、のどかな農村風景が融合し、人と自然が共生する美しい景観を誇ります。また、花と緑に包まれ、町民一人一人が自然を大切にしています。



極東	東経	141°	37′	18″
極西	東経	141°	21′	44″
極南	北緯	40°	13′	6.2″
極北	北緯	40°	22′	27″

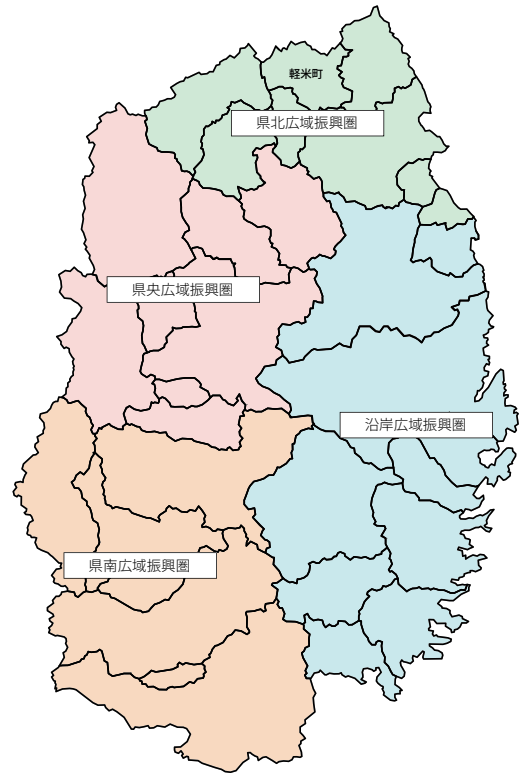


県北広域振興圏での位置づけ

上位計画の一つ

岩手県総合計画
「いわて県民計画
(2019～2028)」

軽米町は、久慈市・洋野町・野田村・普代村・二戸市・一戸町・九戸村と共に「県北広域振興圏」として位置づけられています。



○広域振興圏の圏域区分

一定水準の日常生活を営むことができる単位として位置づけられており、県内を地域の産業の類似性などにより4つの広域振興圏に分け、その圏域の特長を活かした地域づくりを進めています。

県央広域振興圏・県南広域振興圏

沿岸広域振興圏・県北広域振興圏

地域振興に当たっては、住民に身近なサービスは、市町村が担うことを基本としつつ、より広域的な視点から、4広域振興圏の振興を進めるとともに、県民一人一人の幸福を守り育て、持続可能な地域社会を築いていくため、各地域の特性を十分に踏まえた取り組みが進められています。

○県北広域振興圏の振興施策

目指す姿

多様かつ豊富な資源・技術、培われた知恵・文化を生かし、北東北、北海道に広がる交流・連携を深めながら、新たな地域振興を展開する地域

基本方向

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

重点 施策 項目

- 1 多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します
- 2 文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます
- 3 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります

基本方向

II 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

重点 施策 項目

- 4 災害に強い社会基盤を整えます
- 5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます
- 6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります
- 7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます

基本方向

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

重点 施策 項目

- 8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります
- 9 地域材や特産林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます
- 10 担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を進めます
- 11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします
- 12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします
- 13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます
- 14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます

(2) 軽米町の沿革・歴史

	内 容	主な遺跡・文化財
縄文時代 (約 12,000 年 ～ 2,300 年前)	縄文時代草創期 (約 12,000 年前) の県内最古級の「隆線文土器」出土。大量の土器・石器などが出土する縄文遺跡の宝庫。精巧な土偶や土製品などの優れた工芸品が作り出される。	大日向Ⅱ遺跡 (県)長倉Ⅰ遺跡出土品
弥生・古墳時代 (約 2,300 年 ～ 1,300 年前)	稲作に移行せず、縄文文化と同じ狩猟採集生活を続ける。	君成田Ⅳ遺跡 馬場野Ⅱ遺跡
奈良・平安時代 (約 1,300 年 ～ 800 年前)	蝦夷が農耕定住生活を始める。畑地での雑穀栽培と馬産が盛んになる。仏教が伝来する。軽米の語源の一つとされる豪族「宇漢米氏」が登場する。	さいかろくほ 白角子久保Ⅵ遺跡 駒板遺跡 (県)木造薬師如来像
鎌倉・室町時代 (約 800 年前 ～ 1603 年)	北条氏、結城氏、南部氏が治める。軽米地方の在地豪族 (軽米、高家、晴山、円子、工藤、車門など) の諸氏は、天正 19 年 (1591 年) 三戸南部信直と九戸政実の争乱により滅ぶ。	そで たい 袖の平遺跡 高家館跡 小軽米城跡
江戸時代 (1603 年 ～ 1868 年)	慶長 9 年 (1610 年) 南部家重臣の北九兵衛の領地となる。寛文 4 年 (1664 年) 南部藩が盛岡と八戸に分割され、軽米地方は八戸藩領となり、軽米代官所が軽米通 (現軽米町・九戸村・葛巻町) 7 千石を治める。玉川鉄山・葛柄鉄山などで、たたら製鉄による製鉄業が盛んとなる。	軽米代官所跡 (町)徳楽寺薬師堂 (町)木造猿田彦命像 (県)玉川鉄山跡 (県)軽岳耕作鈔 及び遺言
明治 5 年 (1872 年)	廃藩置県と県の再編成の結果、軽米地方は岩手県に属する。	
明治 21 年 (1888 年)	軽米・上館・長倉・高家は軽米村、小軽米・円子・蛇口は小軽米村、晴山・山内・狄塚は晴山村へと 3 村に統合される。	
大正 14 年 (1925 年)	軽米村が町制を施行する。	
昭和 30 年 (1955 年)	旧軽米町・小軽米村・晴山村が合併し、新しい軽米町となる。	旧役場庁舎 (元町立図書館)

(町) は町指定、(県) は県指定文化財

豊かな自然に恵まれた軽米は、かつては冷涼な気候に苦しめられ、先人たちの厳しい自然環境に屈しないための知恵とたゆまぬ努力により、豊かな町を築き上げてきました。縄文時代を通した大集落跡である大日向Ⅱ遺跡からは、県内最古級の草創期の隆線文土器 (約 12,000 年前) が出土しています。また約 9,000 年前には、軽米地方でも自然の恵みを活かした狩猟採集生活による定住が始まったと考えられます。

また、古代の蝦夷・俘囚と呼ばれた人々は、鉄製農具を用いた農業による定住生活をしていました。^{さいかちくほ} 臼角子久保VI遺跡では畑（畝間）の跡が県内で初めて発見され、この頃には冷涼な気候でも成育できるヒエなどの雑穀栽培が普及していたと考えられています。江戸時代になると、寒冷地でも確実に収穫をあげられるヒエ・アワ・ソバ・大豆などの自給的畑作農業、特にも焼き畑による輪作が普及し、昭和30年代までの農業の中心となりました。江戸時代後期の豪農・淵澤圓右衛門が書き遺した『^{けいやくこうさくしやう} 軽邑耕作鈔及び遺言』は、身近な環境・資源を余すことなく活かし、軽米に適した畑作農業を追究した農業技術経営書として高く評価されています。また、ヒエの稈（茎）は栄養価の高い馬の飼料にもなり、馬糞は畑の肥やしになります。冷涼な気候は馬の飼育にも適しており、当地方では各戸で農耕・運搬・厩肥生産用として、また販売のため馬を多く飼育し、古くから馬産地としても有名でした。さらに、馬にまつわる郷土芸能として、駒踊りやえんぶりなどが伝承されています。雑穀を主体とする輪作による畑作農業は、厳しく寒冷なこの土地で先人が生き抜いていくための必然的選択ではありましたが、馬産地を支える循環型農業をも生み出し、今日まで続く生活・文化の基礎を形作りました。

(3) 人口・世帯数



軽米町の人口と世帯

町の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査では8,421人と、減少が続いています。

また、世帯数は、令和2年（2020年）の国勢調査では、3,274世帯となっており、人口と同様に減少している状況です。

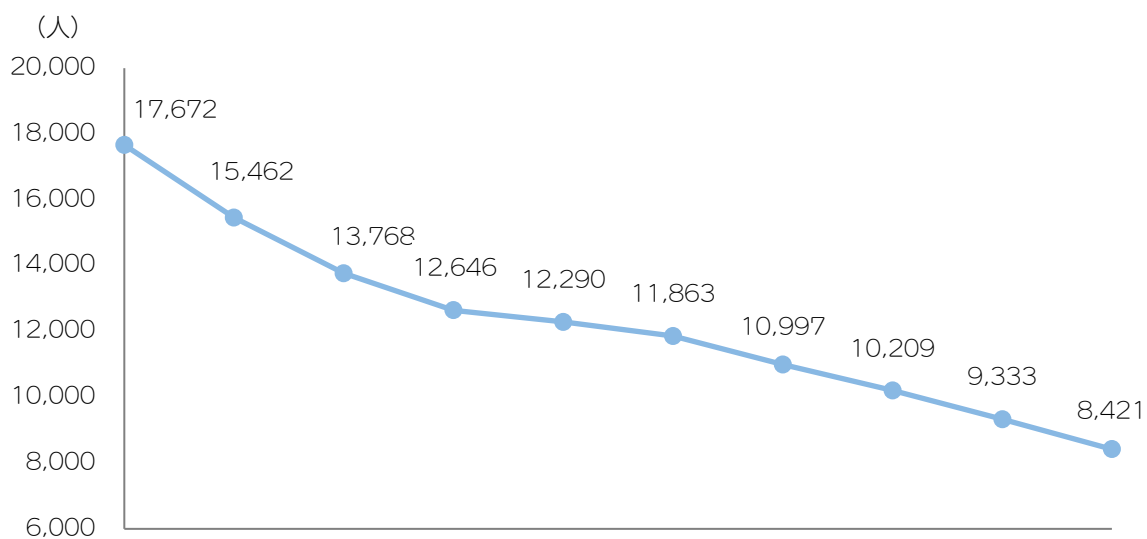
ただし、平均世帯人員数は2.6人で、県や全国と比較するといずれも上回っています。（令和2年の県平均2.3人、全国2.21人）

（単位：人・世帯）

	世帯数	人口			65歳以上		一世帯当たり人員	人口密度 (1km ²)
		総数	男	女		割合 (%)		
昭和35年	3,077	17,672	8,702	8,970	1,033	5.8	5.7	72.8
昭和45年	3,335	15,462	7,482	7,980	1,201	7.8	4.6	63.7
昭和55年	3,485	13,768	6,629	7,139	1,539	11.2	4.0	56.7
平成2年	3,473	12,646	6,035	6,611	2,097	16.6	3.6	51.5
平成7年	3,517	12,290	5,893	6,397	2,663	21.7	3.5	50.0
平成12年	3,533	11,863	5,727	6,136	3,098	26.1	3.4	48.3
平成17年	3,456	10,997	5,260	5,737	3,367	30.6	3.2	44.8
平成22年	3,343	10,209	4,899	5,310	3,383	33.1	3.1	41.5
平成27年	3,318	9,333	4,489	4,844	3,398	36.4	2.8	38.0
令和2年	3,274	8,421	4,090	4,331	3,521	41.8	2.6	34.3

表 - 人口・世帯の推移

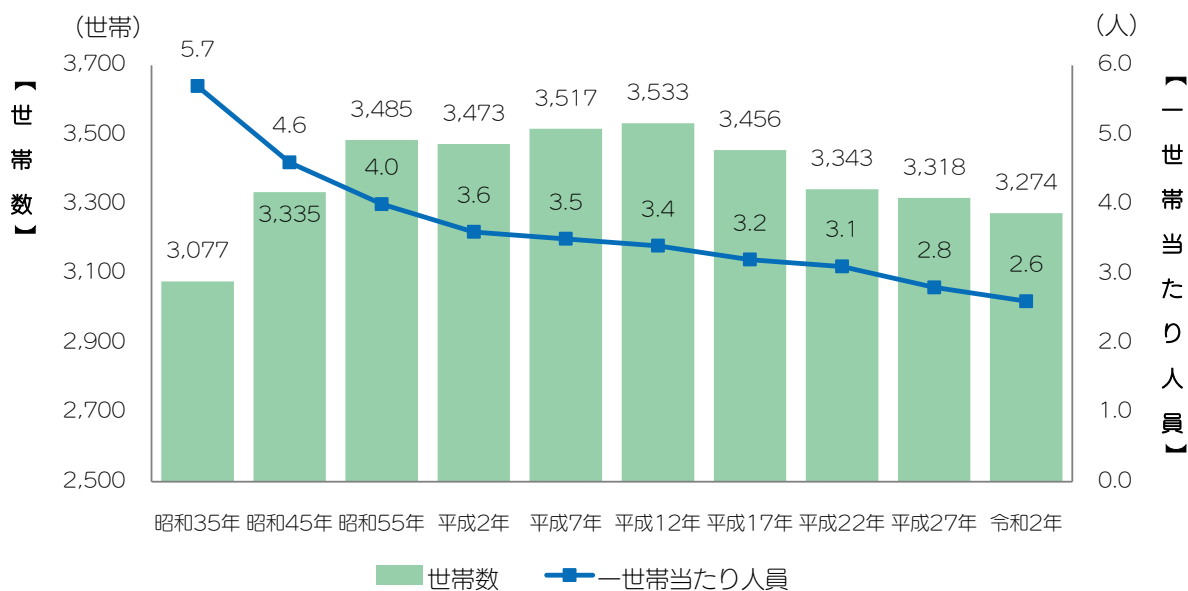
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）



昭和35年 昭和45年 昭和55年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

図 - 軽米町の総人口の推移

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）



昭和35年 昭和45年 昭和55年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

■ 世帯数 ■ 一世帯あたり人員

図 - 軽米町の世帯数と一世帯あたり人員の推移

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）



岩手県の人口と世帯

岩手県の人口は、昭和 55 年から平成 12 年まで、140 万人台前半の水準を維持していましたが、平成 17 年に 140 万人を割り込み、令和 2 年には 121 万人となっています。世帯数は、増加を続け令和 2 年には 53 万世帯を超えています。

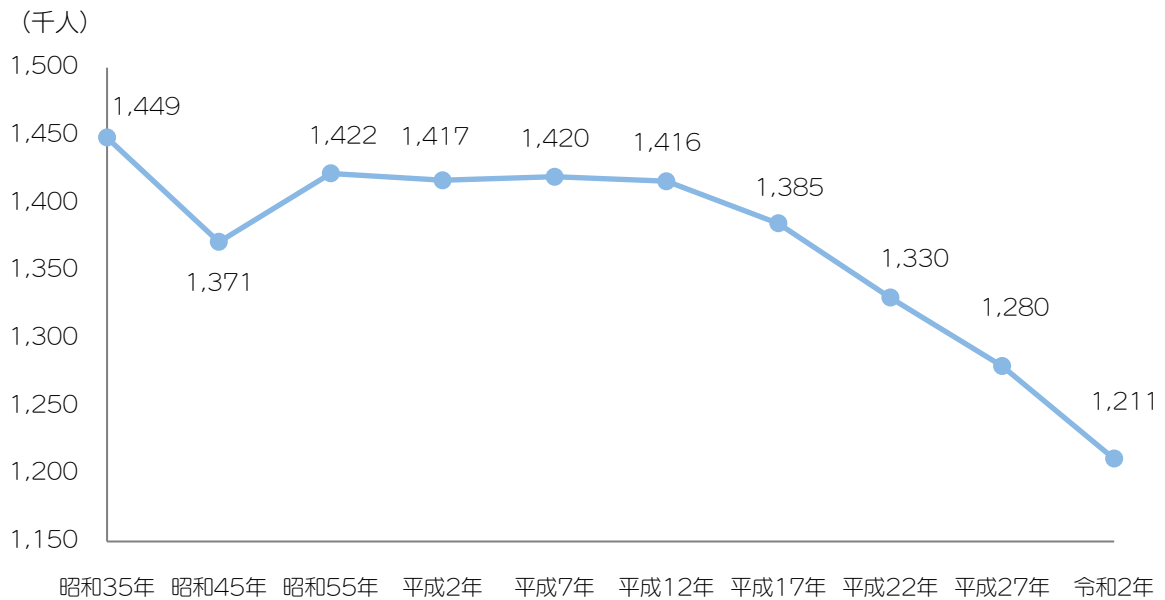


図 - 岩手県の人口推移

資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

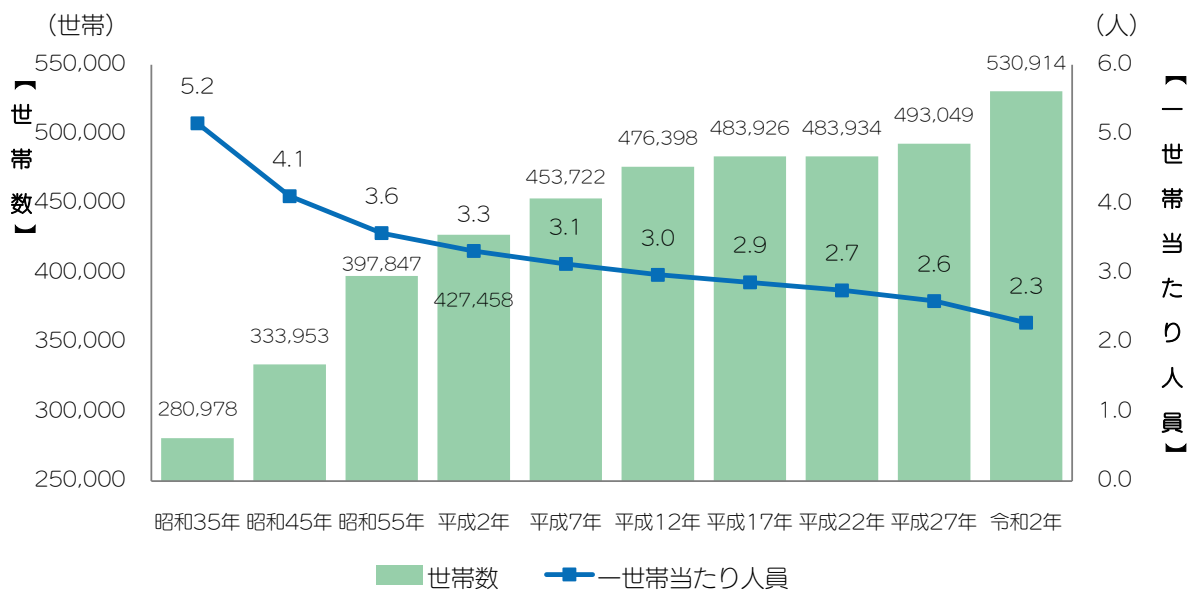


図 - 岩手県の世帯数と一世帯当たり人員の推移

資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

(4) 産業構造

就業率

令和2年国勢調査の結果から、町の15歳以上の就業率は58.3%で、男性が67.5%、女性が49.7%でした。また、15歳以上の就業者数は4,463人で、男性は2,492人、女性は1,971人となっています。

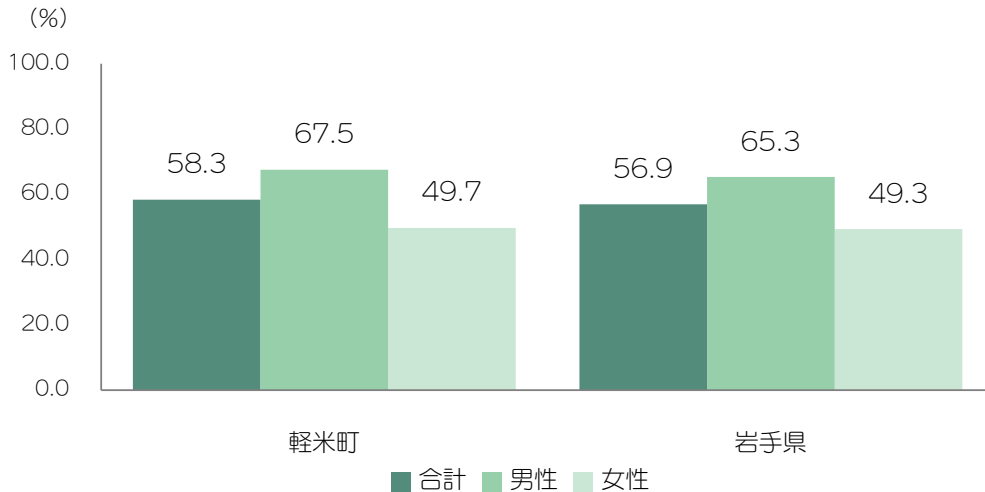


図 - 令和2年男女別就業率(15歳以上)

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

軽米町の産業別就業人口

令和2年の町の産業就業人口を見ると、就業人口比率は第1次産業26.2%、第2次産業25.9%、第3次産業47.9%となっています。長期的には第1次産業の減少が目立ちますが、令和2年においては県平均や全国平均を大きく上回る比率を示しており、依然として農業や林業が、地域産業において重要な位置を占めていることがうかがえます。

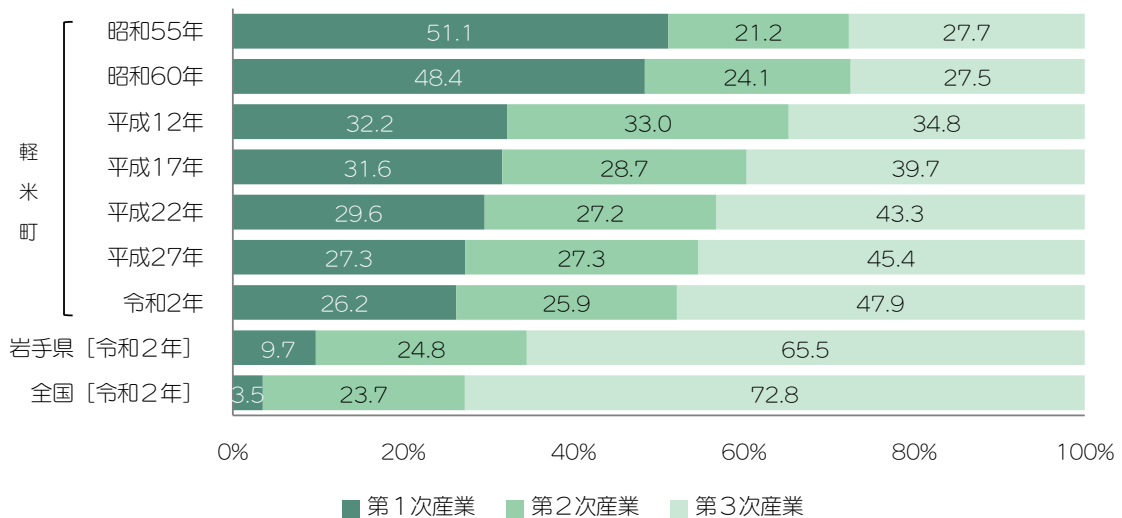


図 - 産業別就業人口比率の推移

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)



岩手県の産業構造

岩手県の産業別就業者数の割合は、第三次産業が68.6%と最も高く、業種別にみると「製造業」(16.1%)が最も多く、次いで「卸売・小売業」(15.7%)、「保健衛生・社会事業」(15.2%)の順で多くなっています。

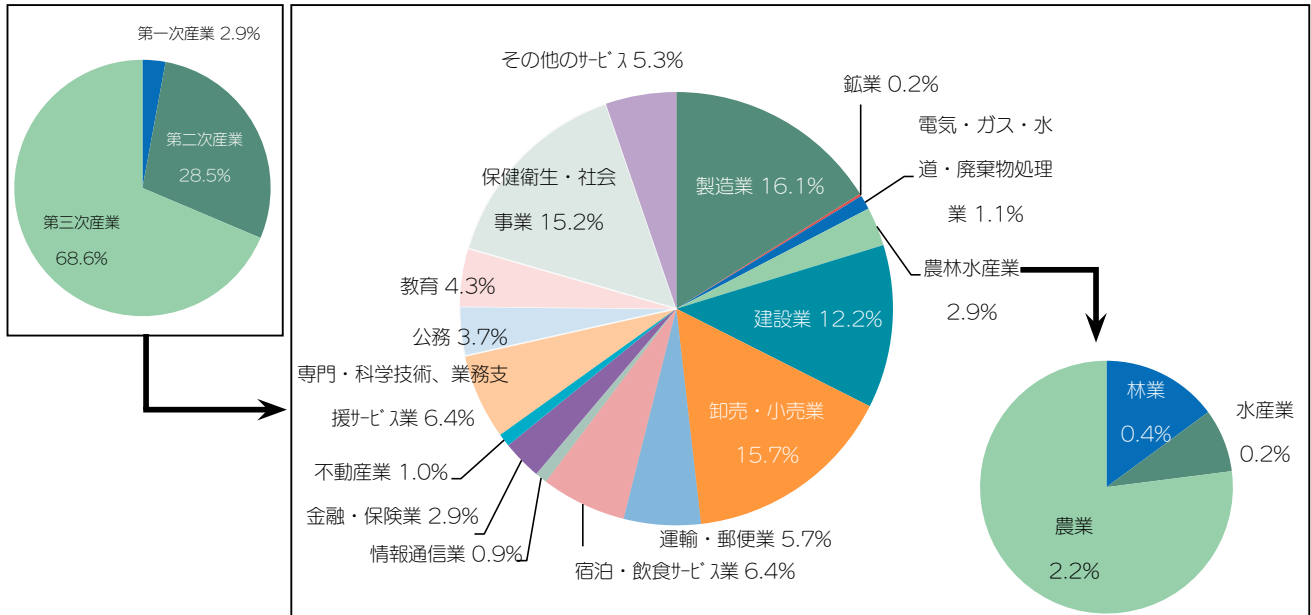


図 - 令和4年度産業別就業者数(県内)

資料：岩手県政策地域部「令和4年度岩手県県民経済計算年報」(令和7年5月現在)

また県内総生産からみた産業構造は、第三次産業が70.9%と最も高く、業種別にみると「製造業」(18.3%)、「卸売・小売業」(13.6%)、「不動産業」(12.3%)、「保健衛生・社会事業」(10.0%)の順になっています。

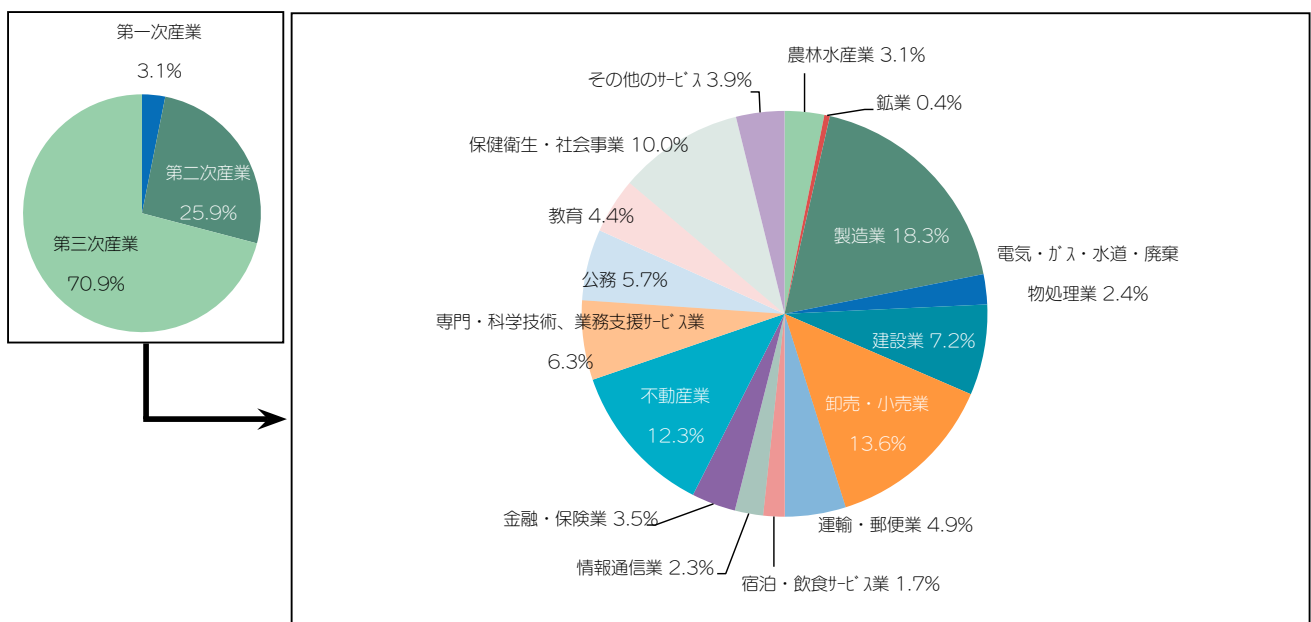


図 - 令和4年度県内総生産からみた産業構造

資料：岩手県政策地域部「令和4年度岩手県県民経済計算年報」(令和7年5月現在)



岩手県の経済成長率

建設業の減少が続く中、製造業、卸売・小売業、保健衛生・社会事業が堅実に伸びていることで、総生産は継続して増加しています。

	県内総生産	経済成長率
名目	4兆7,971億円 (全国シェア0.85%)	2.5%
実質	4兆6,889億円	1.9%

表 - 令和4年度県内総生産及び経済成長率

資料：岩手県政策地域部「令和4年度岩手県県民経済計算年報」(令和7年5月現在)

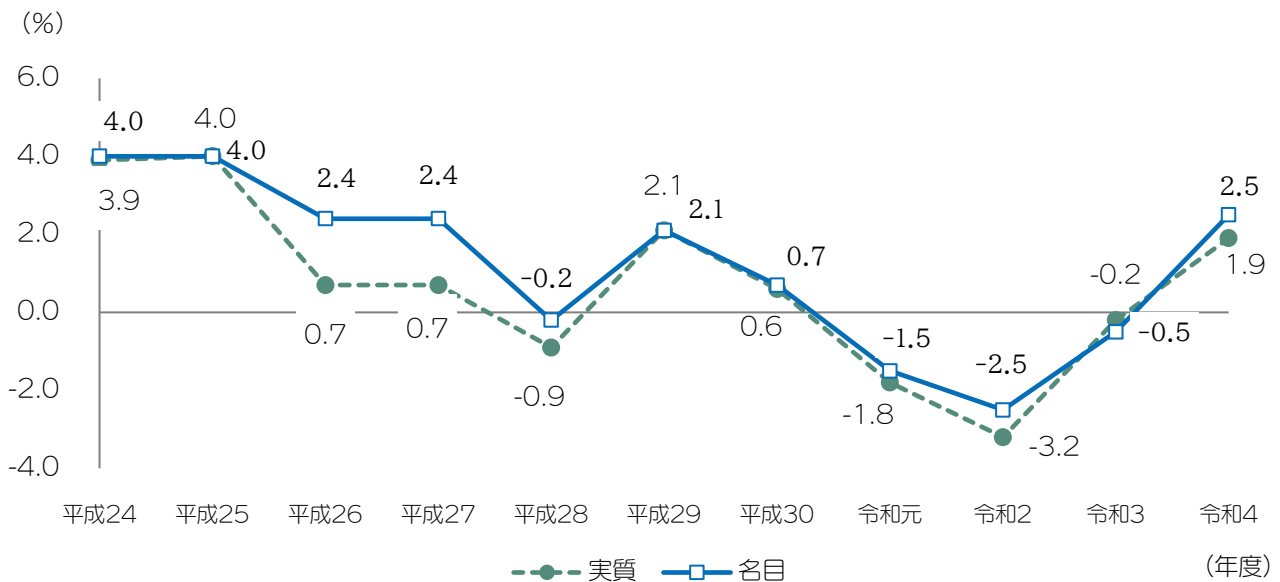


図 - 岩手県の経済成長率の推移(平成24年度～令和4年度)

資料：岩手県政策地域部「令和4年度岩手県県民経済計算年報」(令和7年5月現在)



軽米町の農業

軽米町の基幹産業である農業は、これまで水稻、畑作、工芸作物、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営によって発展してきました。しかし、農家数・農業人口は高齢化と後継者不足が原因で長期的に減少傾向にあります。

一方で、畜産分野では豚・ブロイラー産業が着実に成長しており、特にブロイラーの出荷羽数は平成 27 年より数を減らしたものの令和 2 年には 6619 千羽と、昭和 50 年の 159 千羽から大幅に増加し、町の農業の基幹作目としての地位を確立しています。

作物面では、伝統的な水稻に加え、ほうれん草、葉たばこ、ホップ、あわ、アマランサスなどの多様な作物も栽培されており、近年はこれらの雑穀や特産物を活かした「かるまいブランド」の展開が進められています。

今後、農業の持続可能性と地域活性化を両立させるためには、担い手の育成や規模拡大に加え、観光との連携やブランド力の向上といった新たなアプローチが不可欠です。町全体として、農業の構造転換と価値の再構築が求められています。

	種類	昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家数 (戸)	総数	1,830	1,669	1,410	1,297	1,127	917
	(販売農家)		1,405	1,123	968	795	636
	専業	310	200	265	269	253	*
	一種兼業	576	439	255	194	147	*
	二種兼業	944	4,766	603	505	395	*
農家人口 (人)	総数	8,637	7,214	5,592	2,778	2,129	1,580
	男	4,322	3,568	2,746	1,473	1,141	878
	女	4,315	3,646	2,846	1,305	988	702
農業従事者数 (人) (農業従事 60 日以上)	総数	3,346	2,501	1,416	1,761	1,340	1,037
	男	1,600	1,213	712	838	737	593
	女	1,746	1,288	704	923	603	444
経営耕地 (ha)	総数	2,509	2,212	1,887	1,658	1,680	1,370
	田	916	852	667	621	604	508
	畑	1,387	1,166	1,149	976	1,017	818
	樹園地	206	194	71	60	59	44
家・飼・頭羽数	乳牛 (頭)	473	427	250	289	189	176
	肉用牛 (頭)	2,061	2,386	1,936	2,104	1,681	*
	豚 (頭)	2,877	4,132	6,035	18,468	21,067	10,170
	ブロイラー (千羽) *	3,455	2,463	3,398	5,143	8,104	6,619

表 - 農業の概要

※調査項目の変更により集計外

※ブロイラーは出荷羽数

資料：農林水産省「農林業センサス」(各年2月1日現在)

軽米町の商業

令和3年の経済センサス活動調査によると商店数が86店、従業者数が425人、年間販売額が128億円となっています。平成28年に増加傾向であった年間販売額は減少していますが、コロナ禍を経て上向きの傾向がみられます。

	平成26年			平成28年			令和3年		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間 販売額等 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間 販売額等 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間 販売額等 (百万円)
総数	99	363	12,464	93	384	14,626	86	425	12,816
卸売業計	15	70	8,004	14	67	8,561	10	44	7,594
小売業計	84	293	4,460	79	317	6,065	76	381	5,222
各種商品小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繊維・衣服・ 身の回り小売業	8	13	107	11	17	77	7	11	-
飲食料品小売業	28	75	924	26	108	2,020	30	168	1,965
機械器具小売業	8	29	123	7	47	738	7	40	523
その他小売業	40	176	3,307	35	145	3,230	31	157	-

表 - 卸売、小売業の商店数・従業者数・年間販売額

資料：経済産業省「平成26年商業統計調査」(平成26年7月1日現在)

「平成28年経済センサス活動調査」(平成28年6月1日現在)

「令和3年経済センサス活動調査」(令和3年2月1日現在)

(5) 交流・観光

軽米町の主な観光資源

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米には、5月に咲き誇る約30品種、15万本のチューリップを目当てに多くの観光客が訪れています。また、風車展望台や吊り橋が整備されており、これらを町の観光資源としてPRしています。

その他、ソバ打ちを体験することができ、宿泊もできるミレットパークや、軽米ならではの特産品である雑穀製品やさるなしソフトクリームが購入できるミル・みるハウスや物産交流館、ゴルフ場などさまざまな施設・名所があります。

開館から2年が経過したかるまい文化交流センターは各種イベントの開催などにより、町内外から交流・賑わいの場として親しまれています。

また、夏祭りや秋まつりのほか、10月には地産地消と食にこだわった食フェスタ in かるまい、11月にはかるまい冬灯りイルミネーションなど、1年を通してイベントを開催し、交流人口の拡大に努めています。

 **観光施設等**

名 称	内 容	
雪谷川ダム フォリストパーク ・軽米	花と緑のまち・軽米を代表する施設。チューリップの楽園と称される自然森林公園で、4月下旬から5月中旬にかけて約15万本のチューリップが咲き誇ります。チューリップの開花期はもちろん、しっとりとアジサイが迎える夏のキャンプシーズン、紅葉から深まりゆく晩秋まで楽しむことができます。高さ16mの風車展望台や長さ154mの吊り橋からの眺望は絶景です。	
ミル・みるハウス	国道340号と395号の合流地点に位置する、町の「休憩&食事+お買い物スポット」。特産品やスイーツ、地元的新鲜野菜まで揃います。レストランでは、郷土料理や雑穀を利用した料理、さるなしソフトクリームなど、軽米の魅力を楽しめます。	
ミレットパーク	県立自然公園・折爪岳の中腹にある自然が満喫できるアウトドアスポット。手打ちそばなどが味わえる食堂のほか、設備の整ったコテージやキャンプ場もあり、折爪岳や隣接するつりぼり体験施設などと一体的に大自然を楽しむことができます。	
歴史民俗資料館	町の自然と歴史、馬産地の農法、鉄産業、お祭りや郷土芸能の4コーナーで、町の歴史を紹介しています。縄文土器や土偶などの豊かな縄文文化を伝える資料の展示も充実しています。	
ハートフル・ スポーツランド	野球場、パークゴルフ場、陸上競技やサッカーなどができる多目的広場を備えた総合運動公園です。5・6月には各地から多数の参加者を迎え「芝桜スポーツフェスティバル」が開催されます。	
かるまい文化交流 センター 宇漢米館	令和5年12月にオープンした軽米の新しい多目的交流施設です。生涯学習、子育て支援、図書館、バスターミナルなどの機能があり、施設を活用したさまざまなイベントが行われます。2階のカフェでは地元食材を使った軽食を提供しています。	

イベント

名 称	内 容	
森と水と チューリップ フェスティバル	園内には、赤、白、黄色のオーソドックスな色から、オレンジ、紫、2色混合種など約15万本のチューリップが咲き誇ります。4月下旬から5月中旬のフェスティバル期間中は、ステージイベントや林業振興まつりが催されるほか、町の特産を楽しむことができ、多くの観光客で賑わいます。	
かるまい夏祭り	7月下旬に開催される夏の風物詩。七夕飾りで彩られた商店街では、ゲームやイベントが開催され、多くの人で賑わいます。商工会青年部による花火大会や、当地方一帯の伝統民俗芸能であるナニャドヤラ流し踊りの競演は見応え十分です。	
軽米秋まつり	9月中旬の軽米の秋を迎えるように行われる秋まつり。全高3mの猿田彦命（天狗）像を先頭にした神輿渡御、郷土芸能の群舞と迫力ある山車がまつりを彩ります。総勢約650人の行列が町中心部を練り歩く姿は壮観です。	
食フェスタ in かるまい	地産地消と食にこだわったおいしいイベント。軽米を代表する食材や地元の各種団体を中心とした郷土料理などが提供され、いろいろな料理をその場で味わうことができます。特産品の販売やじゃんけん大会、とり天バーガーづくり体験など、楽しいイベントが盛りだくさんです。	
かるまい冬灯り イルミネーション	11月下旬から1月中旬にかけ、防災センター周辺で明るく輝くイルミネーション。地元の有志が中心となり、約15万個のLED電球が飾り付けられ、軽米の澄んだ夜空に明るく映し出されます。	

自然

名称	内容
折爪岳	<p>県立自然公園・折爪岳は、二戸市、軽米町、九戸村の3市町村にまたがる山で、標高は852.2mあります。山頂付近にはキャンプ場や展望台があり、展望台からは遠く岩手山や八戸市を望むことができる東北有数のヒメボタルの生息地です。</p>



その他

名称	内容
特産品	<p>軽米は国内有数の雑穀の産地で「ヒエ」「アワ」「アマランサス」「ソバ」「エゴマ」などを生産しており、多くの企業などが雑穀商品に取り組んできました。また、もっと皆さんに消費していただく雑穀を「シリアル」と呼び商品を展開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑穀製品 <ul style="list-style-type: none"> 「玄米シリアル」「パンケーキ8」 「韃靼そば」「シリアルカレー」「ひえ味噌」「えごま油」「五穀かりんとう」 「五穀味噌チーズ」「そばかけピザ」 ・さるなし製品 <ul style="list-style-type: none"> 「さるなしドリンク」 「さるなしソフトクリーム」 「さるなしワイン」「さるなしたまご」 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 「軽米木炭」「シイタケ」「りんご」 「はちみつ」「黒毛和牛」「鶏肉」など <p>【かるまいブランド認証制度】 軽米町の特産品の中には、かるまいブランドに認定された商品があります。同ブランドの認定基準は以下の3つで、認定商品には、認証マークを貼ってPRしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽米産の食材を使っている 2 軽米にちなんだエピソードや歴史がある 3 安全で安心して消費できる





観光客入込数の推移

観光客入込数は、コロナ禍に落ち込んだものの、令和5年には192,945人と急上昇しています。

観光施設別の観光客数については、令和4年に比べ多少減少していますが、物産交流館が令和4年、令和5年と急激に伸びています。

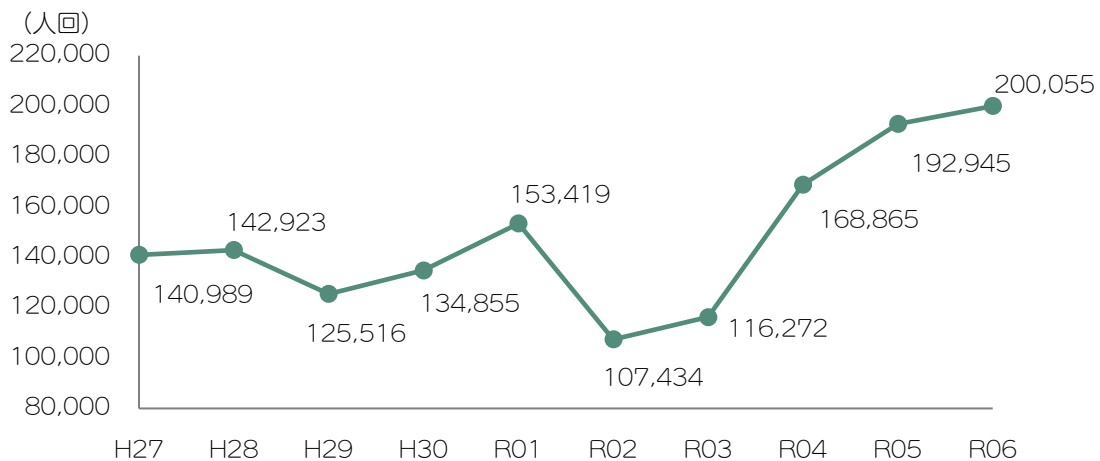


図 - 軽米町の観光客入込数(延べ人数)

資料:岩手県商工労働観光部観光課「岩手県観光統計概要」(各年1月1日～12月31日)

(単位:人)

	総数	フォリストパーク	ミレットパーク	ミル・みるハウス	軽米カントリークラブ	物産交流館	パークゴルフ場	その他
平成10年	180,835	103,483	19,956	23,537	34,594	-	-	991
平成20年	128,446	36,215	6,105	30,135	26,958	14,276	-	14,757
平成30年	112,838	25,449	4,574	30,674	31,322	9,649	10,910	260
令和元年	135,007	22,397	5,360	53,154	33,457	9,200	11,813	256
令和2年	120,460	2,332	4,849	66,051	30,230	7,996	8,821	181
令和3年	162,355	24,284	4,047	77,798	38,474	7,604	9,742	406
令和4年	197,225	30,755	5,153	102,062	36,048	13,505	9,547	155
令和5年	181,809	24,397	4,488	92,201	36,627	17,001	6,969	126

表 - 施設別観光客数

※「その他」の平成10年・平成20年の数値は、パークゴルフ場と歴史民俗資料館の来場者数。平成25年以降は歴史民俗資料館の来場者数

資料:軽米町

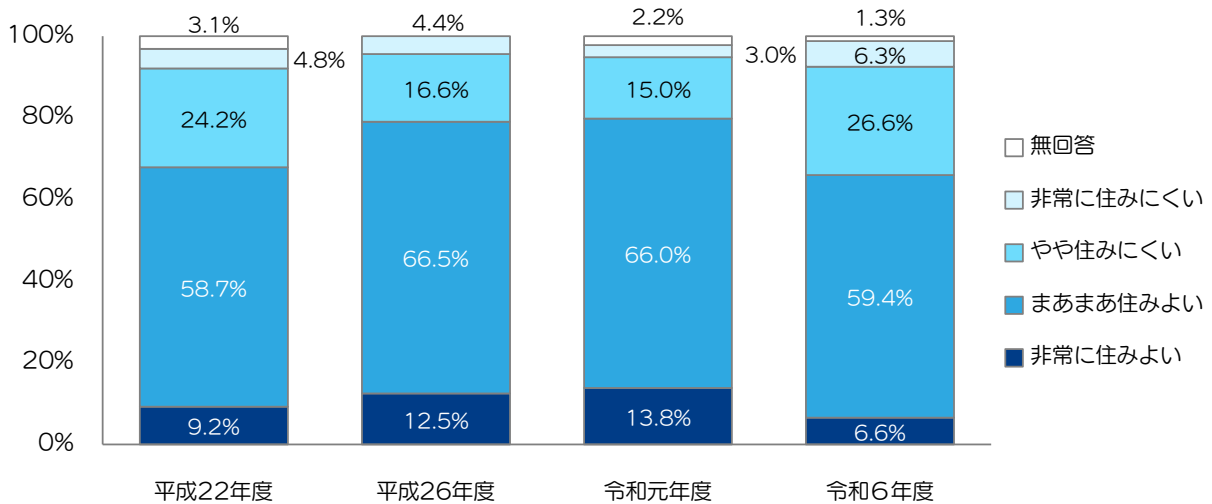
(6) まちづくりの状況



町民意識調査

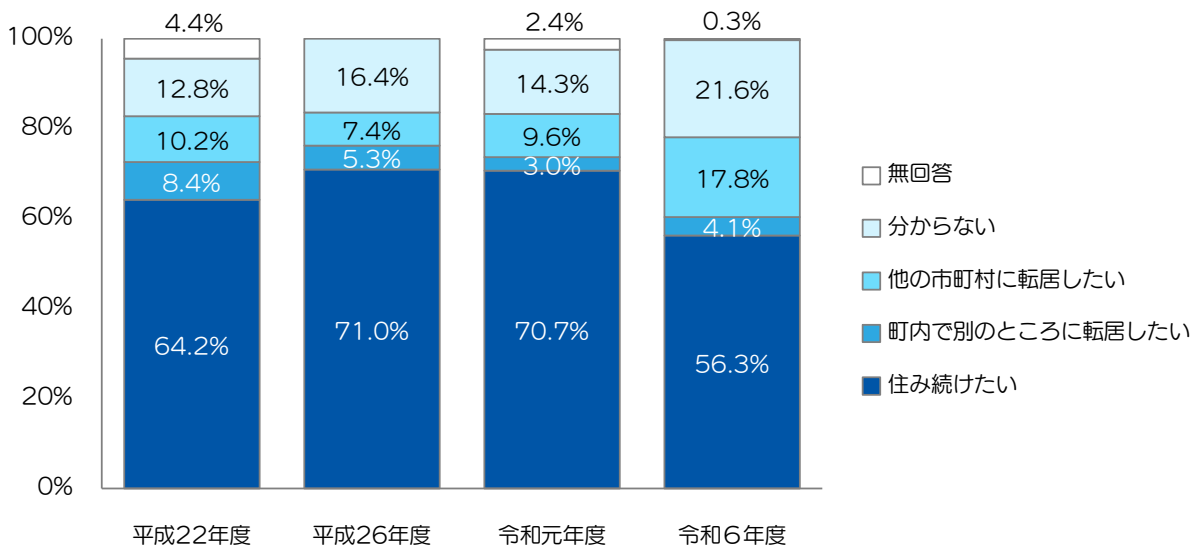
町民意識調査は、毎年度町民の方に町の住み心地などについて評価してもらい満足度を調査するとともに、町の将来像や行政施策についての意見、要望について調査することを目的として実施しています。調査結果から主な設問を抜粋し、15年間の変化の推移を確認します。

問1 軽米町はあなたにとって住みよいところですか？



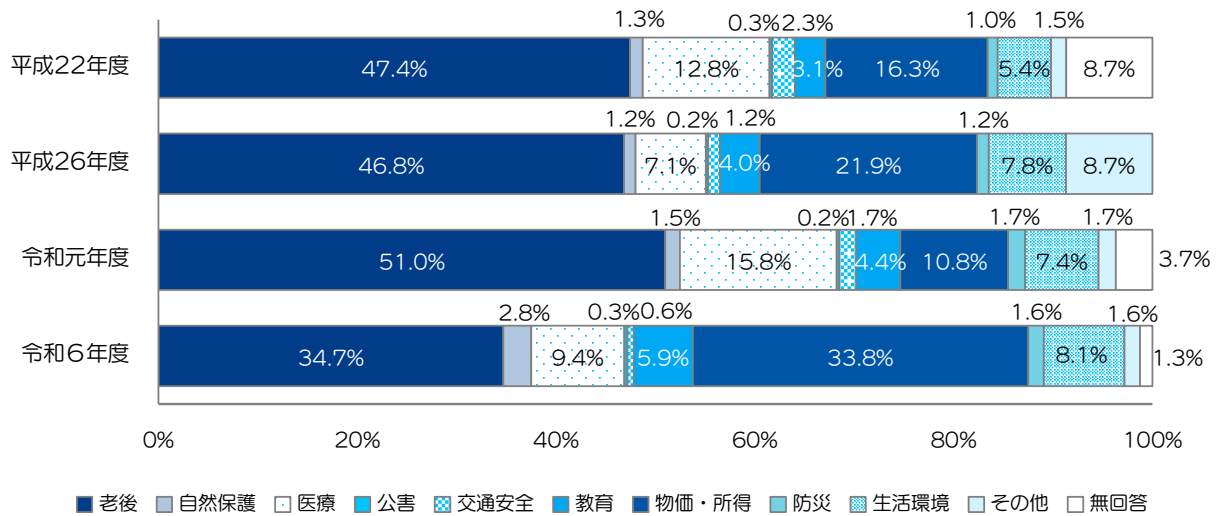
「非常に住みよい」「まあまあ住みよい」を合わせると令和元年度にはおよそ8割を占めていましたが、令和6年度では65.9%と近年では最も低い割合となっています。

問2 これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか？



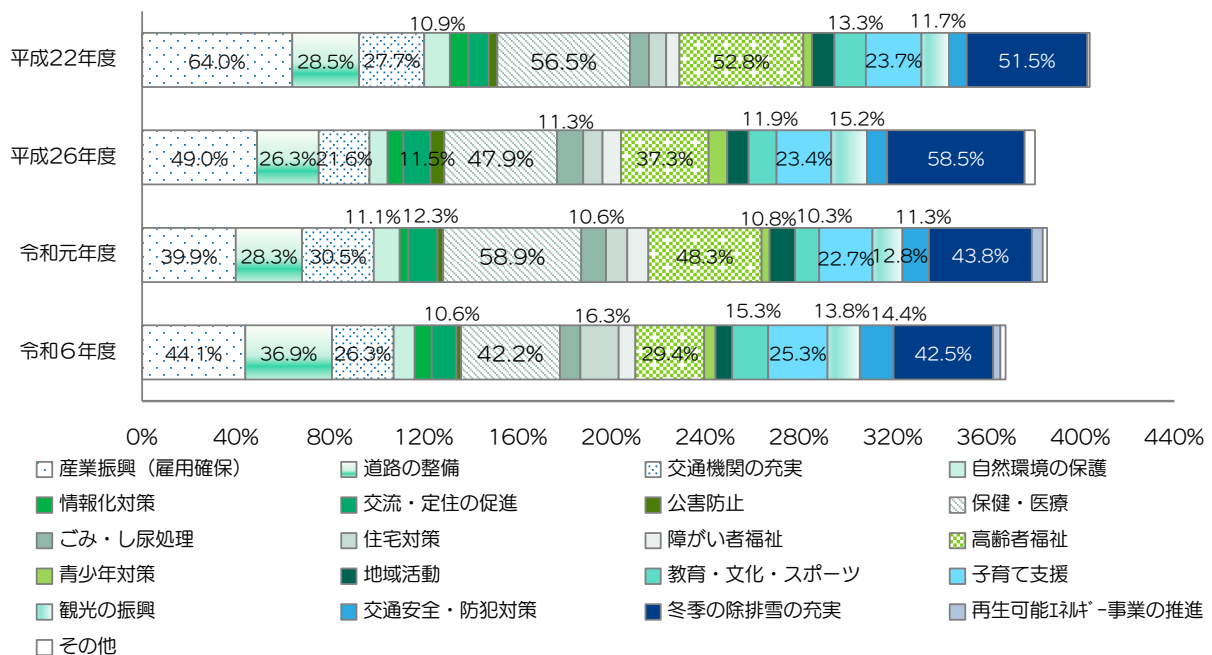
令和元年度は「住み続けたい」が7割を占めていましたが、令和6年度は56.3%と近年で最も低い割合となっており、「他の市町村に転居したい」は17.8%と平成26年度は7.4%でしたが10ポイント以上増加し、近年と比べると高い割合となっています。

問3 日頃身近な問題として特に関心を持っていることは次のうちどれですか？




令和元年度は5割前後の方が「老後」の問題を身近に感じていましたが、令和6年度では「老後」が減少し、「物価・所得」が33.8%と高まっています。令和6年度には「老後」「物価・所得」に次いで「医療」、「生活環境」、「教育」の順で高くなっています。

問4 町政全体を見て、町に対し特に力を入れてほしい施策はどれですか？（複数回答）



令和元年度は「保健・医療」、「高齢者福祉」が高く、高齢者に関する項目が高い割合となっていました。令和6年度では「産業振興（雇用対策）」が最も高く、次いで「冬季の除排雪の充実」、「保健・医療」の順で高くなっています。

令和元年度の調査時は60代以上の回答がおよそ6割を占めたため、高齢者に関する回答が多く見られましたが、令和6年度は高齢化よりも物価の高騰と、物価が高騰しても所得が増えないことへのインパクトが大きいことが伺えます。また、教育や子育て支援の割合も決して低い回答割合ではなく、子ども関係の取組にも関心が高まっています。



若者会議

若者会議は、概ね18歳から45歳までの町民や町出身者で構成され、第1回は令和7年8月21日に、第2回は10月16日にかるまい文化交流センターで開催されました。若者会議委員と役場の若手職員が参加し、「住まい」「子育て・教育」「仕事」「交流・にぎわい」をテーマに現状の課題や日ごろ感じている思いについて意見を交わしました。

主な意見は次のとおりです。

テーマ	課題	提案
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ・就業先の選択肢の少なさと、それに伴う若者・女性の流出 ・地元高校生の地元就職率の低さ ・後継者不足 ・賃金の低さと業務負担の重さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT企業やサテライトオフィスの誘致 ・「起業塾」の創設 ・ライブコマースなどのデジタル・SNSビジネスの立ち上げ ・地元学生向けの職場体験や見学の積極的な実施 ・交通費や住宅手当などの福利厚生面の支援強化
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・物件情報の非公開による不透明さ ・賃貸住宅の少なさ ・公共交通機関の本数の少なさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地や物件情報の整理と公開、それらのお試し移住や定住促進への活用 ・若者向けシェアハウスの整備 ・菓の運搬や見守り機能を備えた移動販売 ・デマンドタクシーの運行
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを遊ばせる場所の少なさ ・町内に小児科がない ・県外通院時の医療費申請の面倒さ ・専門的な勉強やスポーツを希望する際に町外へ進学せざるを得ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「木育」施設の整備 ・就学児と未就学児の空間を分けつつも保護者が双方を見守れる遊び場 ・県外通院時の助成制度の緩和、簡素化 ・軽米町独自の教育ブランドの確率
交流・にぎわい	<ul style="list-style-type: none"> ・娯楽施設や若者向けのお店の不足 ・商店街やイベントに若者が入りにくい雰囲気 ・不十分なSNS活用 ・観光客向け商品の売り場の少なさ（特に中心部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が集まれるカフェや美容室といったサードプレイスの誘致 ・ジャンルに特化したイベントの開催 ・観光大使やインフルエンサーによる宣伝

関係者ヒアリング

目指すまちの姿や、目指すまちの姿を達成するための政策を検討するに当たり、町民が大事にしたいと考えていることやキーワードを把握するために関係者ヒアリングを実施しました。

第1回、第2回は令和7年9月25日に、第3回、第4回は11月6日に開催され、社会福祉・商工業・農業・子育て関係の方々にグループヒアリングを行いました。

主な意見は次のとおりです。

テーマ	課題	提案
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭販売時に個包装されるため「軽米」の名前がなくなる ・農業に対する「儲からない」イメージ ・高齢層のDX対応の難しさ ・研修生等が滞在する宿泊施設の少なさ ・電気柵支援が機械のみで施工費は出ない ・農業体験や教育事業に対する支援の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・農商工の連携強化による「最後まで名前が残る」ブランド化 ・DX業務に絞った地域おこし協力隊等の募集 ・大規模農業によるイメージ一新、提示 ・古民家リフォーム ・設置作業への支援による広面積の設置 ・人、場所、広報による自治体支援
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・分野が細分化しすぎたことで経済循環や連携が弱い ・アイデアを実行する人や製造元が町内にいない ・施設が点在して売り上げにつながらない ・SNS発信が回数重視で中身が薄い 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同勉強会やコラボイベントなどの分野を超えた連携 ・軽米ブランドを町内でつくり、消費する ・パンフレットの改善や迅速な発信 ・銀行連携による承継支援
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者再雇用などの制限や地域活動等の人材不足 ・タクシー券の対象年齢が高すぎる ・シルバー人材センターの具体例が不明なほか、運営が俗人化、固定化しており頼みづらい ・民生委員等への負担増 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用奨励金とタクシー券の対象拡大 ・「社会福祉」を地域おこし協力隊のテーマにする ・シルバー人材センターの具体例やシルバー以外の人も働けるようにする ・高齢者のSNS活用や近所単位の見守り体制構築
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米高校の魅力不足と町外進学による生徒減少 ・祝金等が商品券で利用が限定され不便 ・育児不安や関わり方への相談先が不明 ・部活動指導者がボランティア状態で継続性が危うい ・伝統芸能や行事の衰退や消失による世代間交流の希薄化 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセスの改善や地元職場体験による愛着形成 ・現金支給を含めた利用しやすさの改善 ・専門家による相談スペースやアドバイス体制の構築 ・指導者への謝礼など持続可能な支援体制の確立 ・「地域食堂」の拠点化による多世代交流

急激に変化する社会情勢のなか、活力ある軽米町を維持発展させていくためには、町や町民を取り巻く社会潮流を踏まえた上でまちづくりを進める必要があります。計画策定にあたり、町や町民を取り巻く社会の潮流について、次の5項目を挙げます。

1. 人口減少・少子高齢化

日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークとして、長期の人口減少過程に入りました。令和7年（2025年）6月1日現在の総人口は1億2,337万2千人^{※1}で、13年連続で減少しています。

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、総人口は令和38年（2056年）には1億人を割って9,965万人になると推計されています（出生中位・死亡中位仮定）。一方、65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25年（2043年）の3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。高齢化率は令和19年（2037年）には33.3%で国民の3人に1人が65歳以上となり、その後も総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより高齢化率は上昇を続けます。

全国的な人口減少、少子高齢化により、経済規模の縮小、地方自治体における担い手の減少、東京圏の超高齢化、社会保障制度の負担増加等の問題が生じることになります。軽米町の人口は、令和2年（2020年）国勢調査では8,421人と、平成27年（2015年）国勢調査の9,333人から大きく減少しており、高齢化率も41.8%と、岩手県の33.4%^{※2}を大きく上回り、高齢化がさらに進行している状況です。全国の傾向から今後も加速度的な少子高齢社会が進むことが予想されており、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の減少や税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退・縮小、空き家や耕作放棄地等の増加、地域コミュニティ機能の低下などが懸念されています。

※1 総務省「人口推計」令和7年6月1日現在

※2 総務省「令和2年国勢調査」（令和2年10月1日現在）、「不詳」を含まず

2. 持続可能な社会の実現に向けた広域的な取り組み

平成 28 年 5 月に政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月に SDGs^{※3} の実施指針が決定されており、その達成に向けて国内実施と国際協力の両面で総合的に取り組みが進められています。平成 30 年以降、毎年「SDGs アクションプラン」を公表し、気候変動対策、地方創生、デジタル化、ジェンダー平等などを重点分野に設定しています。

環境省では平成 30 年 4 月に閣議決定した「第 5 次環境基本計画」において、SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」の創造を掲げています。SDGs の 17 目標のうち 13 が直接環境関連であるため、環境政策と SDGs は密接に連動して取り組まれています。

町では、平成 31 年 2 月に「地域循環共生圏」の理念に基づき、横浜市と再生可能エネルギー^{※4}の活用を通じた連携協定を締結しました。再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大や、脱炭素化の推進を通じた地域活力の創出などにおいて連携を取ることとしており、バイオマス発電やメガソーラーなどの再生可能エネルギー事業の推進のほか、経済的な成長や都市との交流、ネットワークづくりが期待されます。また、令和 2 年 2 月には、当町と久慈市、二戸市、葛巻町、洋野町、一戸町、野田村、九戸村、普代村の 9 市町村で「北岩手循環共生圏」を結成しました。2050 年までに二酸化炭素排出量「実質ゼロ」を目指すとともに、豊かな地域資源を活かしながら、再生可能エネルギーの供給を軸に相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指して取り組んでいます。



図 - SDGs ポスター

資料：国際連合広報センター

※3 SDGs (エスディージーズ)：【Sustainable Development Goals】2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

※4 再生可能エネルギー：太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられます。

3. 地球温暖化対策と再生可能エネルギー活用の取り組み

平成2年、我が国初の地球温暖化対策である「地球温暖化防止計画」が策定され、その後、国・地方自治体・企業・個人が連携して温室効果ガス削減を進める包括的な法律である「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年）の施行により、京都議定書やパリ協定に対応した取り組みを進めています。また、令和7年に改定された「地球温暖化対策計画」では、政府として温室効果ガスの削減目標と施策を明示しています。この計画による温室効果ガス削減のための取り組みとして、エネルギーの転換や脱炭素型の暮らしへの転換、産業部門における省エネ支援、森林・ブルーカーボンその他の吸収源確保に関する取組など、さまざまな対策・施策が実施されています。

町では、平成30年には「温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画」として「軽米町地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」が策定され、町の全ての事務及び事業に関し、環境に配慮した行動を率先して実行することにより、地球温暖化対策の推進が図られています。

また、町では平成19年度にバイオマスタウン構想を策定し、主要産業である畜産業から発生するふん尿等を高度に利活用しながら、自然エネルギーやバイオマスの活用による地域資源循環型農業を目指し取り組みを展開してきました。平成27年には「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」を策定し、令和元年11月には内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省が共同で推進するバイオマス産業都市に選定されるなど、再生可能エネルギー施策を推進しています。

このように、温室効果ガスの排出量削減だけでなく、再生可能エネルギー活用による地域や地域産業の活性化に取り組んでいます。

4. 激甚化・頻発化する自然災害と防災の取り組み

日本は、地形、地質、気候などの自然的条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすい国土となっています。近年は毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、ここ数年でも、令和元年の台風 15 号、台風 19 号、令和6年の能登半島地震の発生、令和7年には青森県東方沖の地震が発生し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」運用開始後、初めて情報が発表されました。

大規模な自然災害などに備え、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施していくために、平成 26 年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。災害対策には、政府や地方公共団体による「公助」の取り組みだけでなく、自分の命は自分で守る「自助」、近所や地域でお互い助け合う「共助」が重要となります。「自助」「共助」「公助」のバランスを取りながら、地域全体で防災力を高めていくことが求められています。

町では、令和7年青森県東方沖の地震による水道管の破損、断水、町道や公共施設の被害が見られました。今後も全国的に頻発している自然災害に備え、「地域防災計画」や令和4年策定の「国土強靱化地域計画」といった行政による対策に加え、現在 14 団体ある住民の自主防災組織による活動を活発化し、被害を最小限に抑える取り組みを進めていく必要があります。

5. 多様化する町民ニーズと新たな行政の役割

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、町民のライフスタイルや価値観は大きく変化し、一人ひとりの権利や個性を尊重する傾向が強まっています。その結果、町民ニーズの多様化や地域との関係性の希薄化が進む一方で、人口減少や少子高齢化による人材不足が深刻化し、人々の暮らしを支える機能が低下しています。

地方公共団体においても、高齢者の増加に伴い介護保険、国民健康保険、老人福祉などの事務量が増加する一方で、人材不足が進行しています。さらに、道路や上下水道などのインフラの老朽化に対応する技術職員の不足など、人口減少や地域偏在が行政事務に影響を及ぼしています。

こうした社会背景を踏まえ、総務省では地域企業と地方公共団体の連携を強化し、地域が一体となって企業の担い手を確保・育成する取り組みを推進しています。具体的には、事業承継人材、都市部の副業人材、女性・若者、シニア、外国人など地域内外の人材と企業とのマッチング支援を拡充するとともに、産官学金労言の連携により地域資源や資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援しています。その一環として「ローカル 10,000 プロジェクト」をはじめとするローカルスタートアップの加速化を進め、地方発の成長を促し、ヒト・モノ・金・情報の流れを生み出すエコシステムを形成し、地域経済の好循環による付加価値の創造を目指しています。

また、地域人口の急減に直面する地域においては、地域産業の担い手を確保するため「特定地域づくり事業協同組合」の取り組みを支援しています。

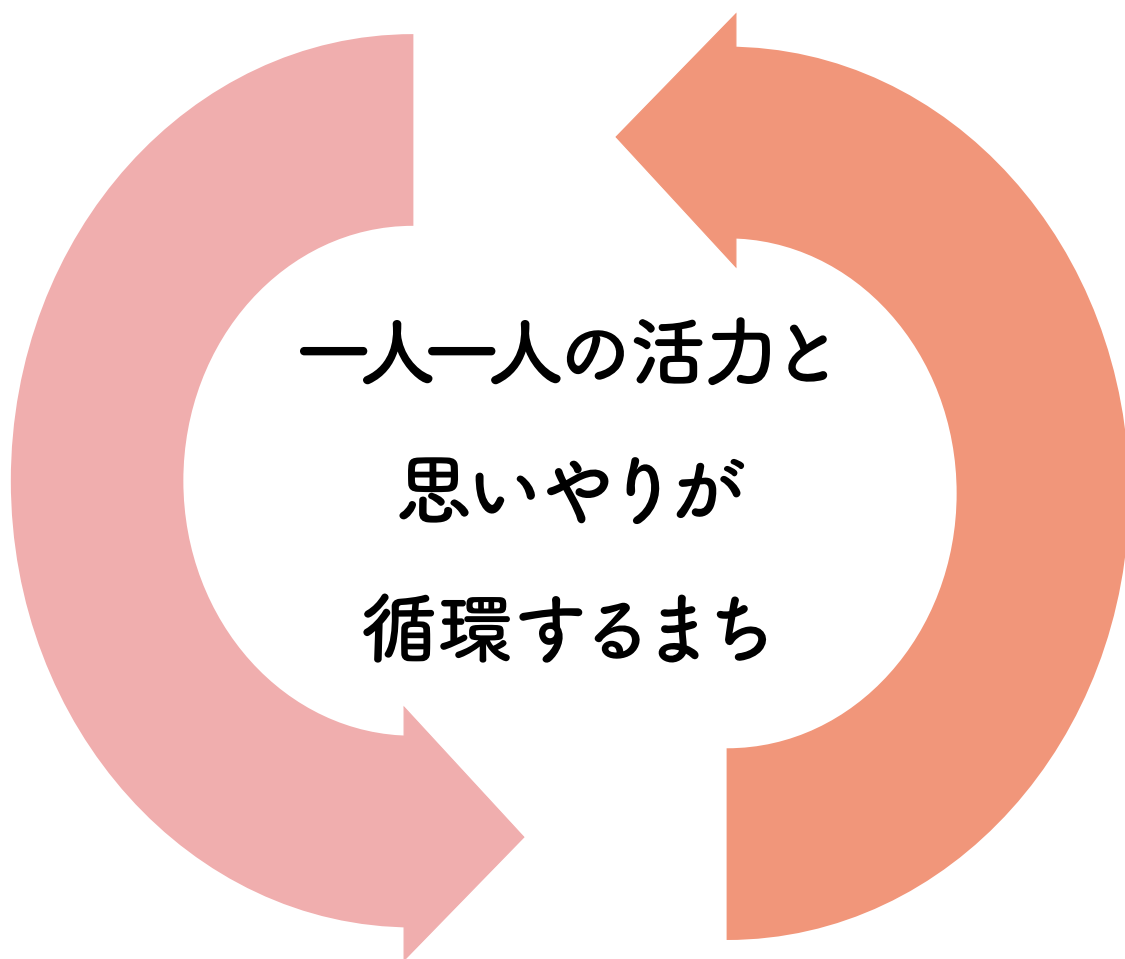
町においても、新たな自治体行政のあり方を踏まえ、行政自らが公共サービスの担い手となるだけでなく、地域社会の多様な担い手と協働する行政運営が求められています。



第2部 基本構想

令和12年までに、変化の激しい社会情勢や少子高齢化を始めとした山積する課題に対応していくためには、住民・地域・行政等のそれぞれの立場の一人一人が、町全体の発展に臨む「活力」と、安全・安心で充実した暮らしをつくり出す「思いやり」を発揮していく必要があります。この一人一人の行動がまた次の誰かの行動を生み出し、「活力」と「思いやり」が循環するまちを目指します。

1. まちの将来像



2. 基本目標及び基本指標

「まちの将来像」を実現するため、令和 12 年までに町が目指すべき「基本目標」を設定します。2つの基本目標を設定し、実施結果を定量的に測るためそれぞれに対応する「基本指標」を定めます。

基本目標① まちの資源を活かした持続可能な発展の実現

(1) 趣旨

「まちの将来像」で示している『活力の循環』のためには、持続可能な発展の実現が必要となります。持続可能な発展とは、経済的な発展だけを求めるのではなく、環境や社会にも配慮した発展のことを言います。当町においては、外部環境の影響を受けやすい外部資本や資源に頼らず、あらゆる分野で町の人材・資本・資源を活用することが重要となります。また、人口減少や財政緊縮が今後より進む中で、経済的な右肩上がりの発展を求めるのではなく、軽米町だからその価値に応じた「発展」を認識する必要があります。

この基本目標の達成度合いを定量的に測る基本指標として、「交流人口」を設定します。持続可能な発展が来ている魅力ある町であれば絶えず訪れる人があり、またその交流によってさらに町の発展が見込まれるためです。

(2) 基本指標：交流人口（観光・来訪者人口）

「観光入込客数」+「施設利用者数」の合計を交流人口とし、令和 12 年の交流人口 30 万人/年を目標とします。

目標（令和 12 年）：交流人口 30 万人/年

（参考）令和元年度交流人口 約 23.1 万人

◆本計画における交流人口の定義

町民の利用者数も町の活性化を図る指標となることから、町外からの来訪者に限らず全人数とします。

- ・観光入込客数…岩手県観光・プロモーション室への観光入込客数報告人数（産業振興課）
- ・社会教育施設利用者数…図書館、町民体育館、B&G海洋センター、ハートフルスポーツランド野球場・多目的広場、町営運動場、おかりや元気館、かるまい文化交流センター、パークゴルフ場、歴史民俗資料館（教育委員会）

基本目標② 協働による課題解決を通したまちの「住みよさ」の向上

(1) 趣旨

「まちの将来像」で示している『思いやりの循環』のためには、町の「住みよさ」を高める必要があります。今後高齢化や財政緊縮の進行に伴い公助機能の低下が見こまれ、個人の責務が増加していきます。そのような社会情勢の中、町では住民、地域、民間、行政等の協働の体制を強化することによってあらゆる分野の課題解決を図っていきます。協働の体制によってそれぞれの「思いやり」を循環させ、住みやすい町を実現します。

この基本目標の達成度合いを定量的に測る基本指標として、町民意識調査「軽米の住みよさ」の回答結果を設定します。

(2) 基本指標：町民意識調査「軽米の住みよさ」

町民意識調査の「軽米町はあなたにとって住みよいところですか？」の回答「非常に住みよい」「まあまあ住みよい」を合算した回答率 80.0%以上を目標とします。

目標（令和12年）：町民意識調査「軽米の住みよさ」80.0%以上

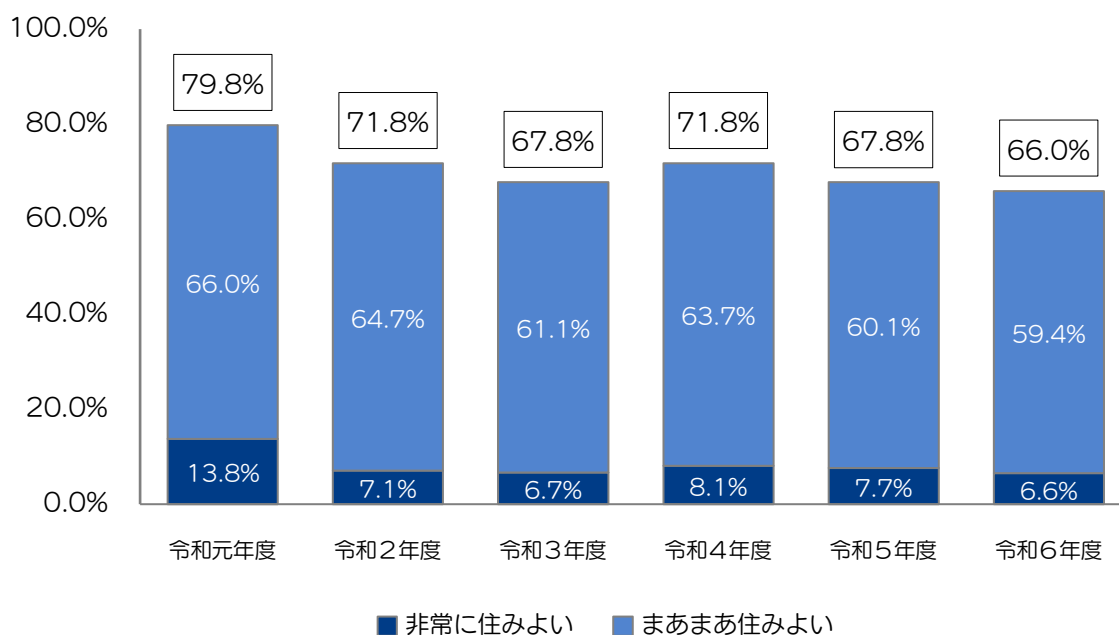


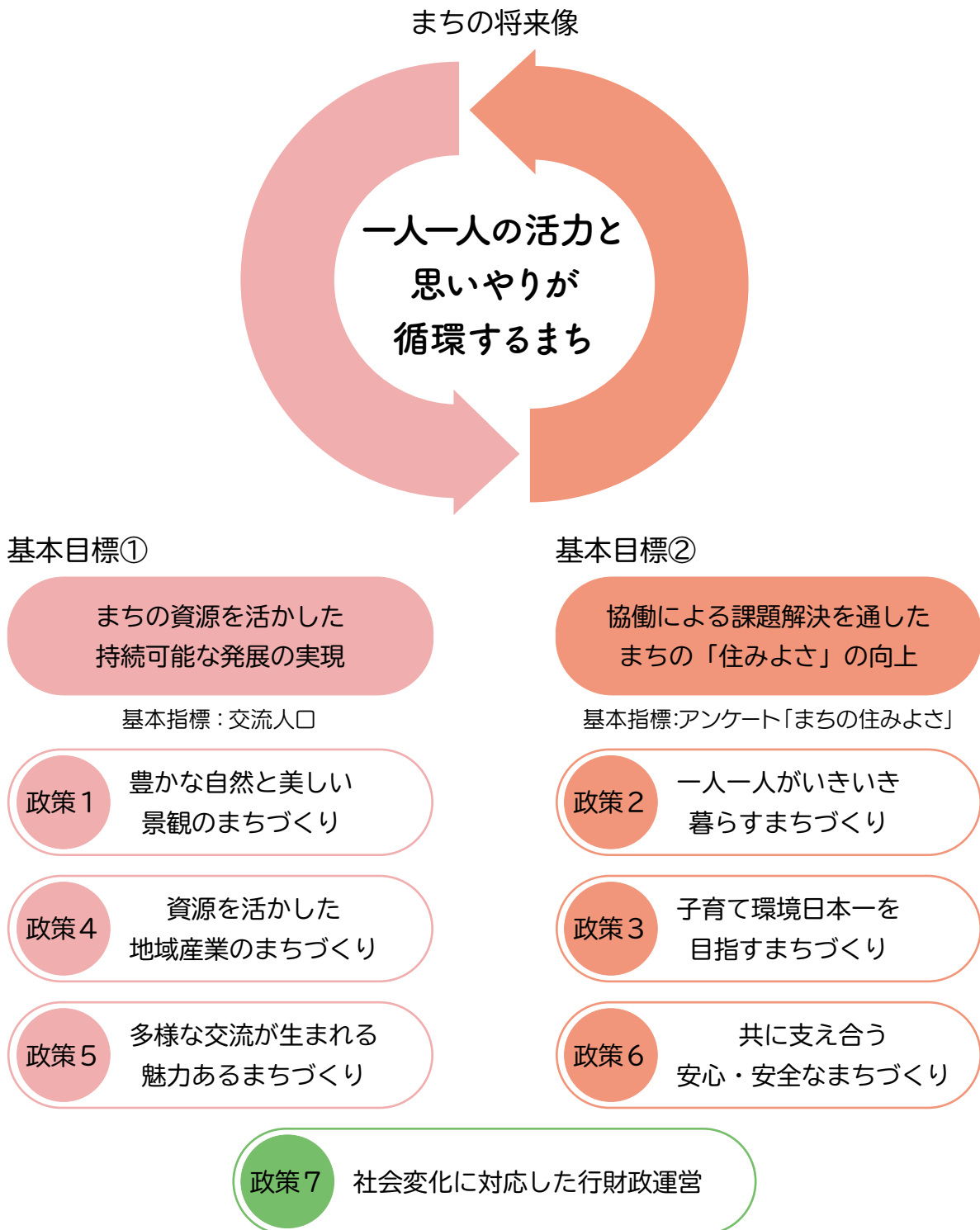
図 - 町民意識調査問「軽米の住みよさ」「まあまあ住みよい」「非常に住みよい」の回答割合

資料: 軽米町「町民意識調査」(令和元年度～令和6年度)

第2章

目指すまちの姿を達成するための政策

目指すまちの姿（町の将来像、基本目標及び基本指標）を達成するために、以下の体系図の通り7つの政策を推進していきます。各政策における「将来像」「現状と課題」「取組方針」を示します。



(1) 将来像

- ①豊かな自然環境を町民一人一人が守り育む意識を持って行動することで、今と変わらぬ緑豊かで美しい景観が保持されている。
- ②住民と行政の相互理解のもとで環境に優しいまちづくりが行われ、再生可能エネルギーの活用等による資源循環型の社会が構築されている。

(2) 現状と課題

地球温暖化は、気候変動や異常気象など地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとされ、近年は海水温の上昇などにより海洋生態系への影響も指摘されるなど、影響は広がりを見せています。気候変動への対応は町も国際社会の一員として積極的に取り組むことが求められています。町では、2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指した取り組みの推進やバイオマス資源の有効活用、ごみ減量化に向けた取り組みなど、資源循環や環境に優しい町を目指し取り組みを進めてきました。将来像の実現に向けて、今後は再生可能エネルギーへの更なる理解の促進と、町民活動の広がりや活動継続のための連携・協力が求められます。

(3) 基本施策

- 基本施策 1 豊かな自然環境の保全
- 基本施策 2 地球温暖化対策の推進
- 基本施策 3 バイオマス産業都市構想の推進
- 基本施策 4 ごみ減量化の推進

(4) 対応するSDGsの目標



(1) 将来像

- ①町民一人一人が自発的に学び、スポーツ・文化活動に親しみながら、子どもから高齢者まで誰もが心身共に健康でいきいきと暮らしている。
- ②高齢者が長年培ってきたそれぞれの能力を活かして元気に活動し、地域づくり、まちづくりにおける大きな原動力となっている。

(2) 現状と課題

国内における少子高齢化の進行は、介護や地域社会の維持等をはじめとして、生活者が抱える課題の多様化・複雑化を招いています。また、町民一人一人の暮らしにおいては、「個」が尊重される社会が訪れ、個人の権利や主張が認められるようになる一方、地域や社会との交流が薄れ、多様な生涯学習やスポーツに触れ合う機会が減少してきています。このような状況の中、「生きがいづくり」「保健・医療」「福祉」において、行政だけでなく地域に求められる役割が高まってきています。

これまで町では、高齢者の社会参加や生きがい対策、福祉・医療の充実に向けて、地域と連携体制を築きながら事業を推進してきました。また、あらゆる世代が学びやスポーツ活動の機会に親しめる場づくりを進めてきました。これらの取り組みにより、事業推進の基盤や連携体制は構築されつつありますが、主体者（リーダー）や参加する方はまだ限られている状況です。

将来像の実現に向けて、今後はこれらの取り組みを町民一人一人に広げられるきめ細かいサポートや、さまざまなニーズに応えられる幅の広い機会を提供していく必要があります。

(3) 基本施策

- 基本施策1 生涯学習の推進
- 基本施策2 スポーツ活動の活性化
- 基本施策3 保健対策の充実と医療体制の維持
- 基本施策4 高齢者の生きがいづくりの推進
- 基本施策5 福祉の充実

(4) 対応するSDGsの目標



(1) 将来像

- ①保育料軽減や医療費助成等の経済的支援に加え、病後児保育、一時預かり保育などのサービスや子どもの遊び場などの環境が充実しており、働きながら安心して子育てできる町になっている。
- ②家庭・学校・地域社会が一体となった学校づくりが進められ、子どもたちが、健やかに学び豊かな心を育むとともに、グローバル化や高度情報化などの時代の潮流に的確に対応している。

(2) 現状と課題

核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て世代を取り巻く環境は日々変化しています。また、技術革新やグローバル化により子どもの教育環境の変化も起きており、社会の変化に応じながら、個別の状況に合わせたきめ細かい子育て環境の形成が求められています。

町では、妊娠から子育て期まで一貫した支援、高校生までの医療費や保育料の無償化、児童・生徒の給食費の無料化、家庭と共に発達段階に応じた教育環境の提供を行ってきました。かるまい文化交流センターで実施している子育て支援広場は、子育て世帯の交流の場や、子育てに関する相談などの場として親しまれています。これらの取り組みにより、待機児童対策、子育て世代の経済的負担の軽減、学力の維持、向上等の成果を上げることが出来ました。しかしながら、さまざまなニーズに対応した保育環境の整備、家庭や地域との連携体制の構築はまだ不十分な状況です。

将来像の実現に向けて、今後は家庭や地域と連携した子育て環境の創出、子どもの「生きる力」を育む多様な教育の機会の提供が求められます。

(3) 基本施策

基本施策1 子育て支援環境の充実

基本施策2 教育の充実

(4) 対応するSDGsの目標



(1) 将来像

- ① 6次産業化の推進やかるまいブランドの確立などにより、生産者らが自信を持って全国に商品を販売している。
- ② 新たな就農者や意欲のある中心経営体への集積やスマート農業の導入が進み、生産規模の拡大による安定的な経営と農地の有効活用が図られている。
- ③ かるまい文化交流センターを中心とし、町中心部に人が集まり賑わいのある商店街となっている。また、雇用の場が拡大し、町内事業所における新規就業者が増加している。

(2) 現状と課題

近年、生産者の高齢化問題、小売業態や流通形態の多様化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。また、1次産業においては、後継者不足や耕作放棄地等の問題が発生しています。これらにより地域の産業力が低迷し、地域の購買力が低下していく悪循環に陥っています。

そのような社会情勢のなか、町では、かるまいブランドの創出を目指した多様な特産品の開発や魅力のブラッシュアップ、生産者や事業者の育成等に取り組んできました。これらの取り組みにより、開発された商品数の増加、生産者や事業者の環境整備が図られました。しかしながら、これらの成果は全体の実質的な生産力向上に結びついていないとは言えません。

将来像の実現に向けて、今後は地域資源を活かし継続的に利益をあげられる持続可能な事業の創出、生産性の向上に向けた支援が求められます。

(3) 基本施策

基本施策1 かるまいブランドの推進

基本施策2 農林畜産業の振興

基本施策3 商工業の振興

(4) 対応するSDGsの目標



多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり

(1) 将来像

- ① 軽米の自然や人、文化などの魅力が全国に発信され、各種イベントに多くの人を訪れ、賑わいのある町となっている。
- ② かるまい文化交流センターに町内外から多くの人が集まり、多様な交流が積極的に行われている。

(2) 現状と課題

人口減少が全国の地方部で進展するなか、国は、地域や地域の人々と多様に関わり、地域づくりの担い手となる「関係人口」の創出に期待しています。

町では、地域の資源や人材を活かした観光客誘致の強化、伝統文化の継承・発信に取り組んできました。また、地域おこし協力隊などによる情報発信や地域住民との連携による新たな取り組みの実施など町内外の交流拡大が図られました。しかしながら、町民の参画の広がりはまだ不十分と言えます。

将来像の実現に向けて、今後は町民や地域住民団体との連携体制の構築、主体者となる町民の育成、町全体の機運の向上が求められます。

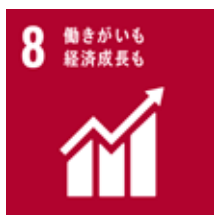
(3) 基本施策

基本施策1 観光産業の推進

基本施策2 移住・定住・交流事業の推進

基本施策3 伝統文化の継承

(4) 対応するSDGsの目標



(1) 将来像

①町道や上下水道などの生活環境の充実が図られており、行政区や町内会をはじめとするさまざまなコミュニティと行政とが相互に協力し合いながら、安心・安全な住みよい地域を作り上げている。

(2) 現状と課題

近年の気候変動に伴う全国的な自然災害の増加により、安心・安全な暮らしに対する環境づくりがより求められるようになってきています。一方で、公的債務の増加や社会保障費の増大による国の財政緊縮、人口減少による税収等の自主財源の減少などにより、行政だけでは十分な環境づくりを進められることが出来ない状況のため、住民や民間企業等との協働によるまちづくりが求められるようになってきています。

町では、防犯・防災や交通安全対策、除雪、住環境整備等の事業を進めると共に、住民との協働による安心・安全なまちづくりを進めてきました。今後は、進行する公共施設の老朽化対策や各種事業の財源確保、「自助」「共助」「結い」の再認識による住民協働の体制整備を推進する必要があります。

(3) 基本施策

基本施策1 安全な暮らしのための環境づくり

基本施策2 快適な生活環境の整備

基本施策3 協働によるまちづくりの推進

(4) 対応するSDGsの目標



(1) 将来像

- ①町民が求める情報が的確に伝わる体制、町内外に積極的に情報発信する体制が築かれている。
- ②効率的な行政運営が行われるとともに、健全な財政基盤が維持されている。

(2) 現状と課題

多様な町民ニーズに適切に対応するためには、町民の求める情報をしっかりと把握、整理するとともに、DXの推進による行政手続きの簡素化、財源の確保などをより一層進めていく必要があります。また、ICT^{※5}環境の変化やSDGsをはじめとする世界の潮流を的確にとらえ、対応していくことが求められます。

町はこれまでに、町内全域に光ファイバー網を敷設し情報発信基盤の整備をするとともに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しやSNSを活用した情報発信、電子申請や電子契約などの導入により住民サービスの向上や事務の効率化を進めてきました。しかしながら、町民一人一人に届く情報発信、情報通信基盤の有効活用や業務の効率化はまだ十分とは言えません。

将来像の実現に向けて、今後は多様なニーズへの対応、組織体制の整備や職員の資質と能力の向上を図る必要があります。

(3) 基本施策

基本施策 1 ニーズに対応した行政サービスの提供

(4) 対応するSDGsの目標



※5 ICT:【Information and Communication Technology】通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

第3章

前期基本計画の達成状況

前期基本計画では、各分野の実施状況を把握するため、指標を設定しました。令和6年時点の現況値は以下の通りです。

政策1

豊かな自然と美しい景観のまちづくり

基本施策	項目	計算方法	指標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策1 豊かな自然環境の保全	花いっぱいコンクール参加団体数	単年	22団体 (令和2年時点)	29団体	34団体
	クリーンアップ事業参加団体数	単年	29団体 (令和2年時点)	16団体	32団体
基本施策2 地球温暖化対策の推進	町の二酸化炭素排出量 (環境省推計)	単年	6.9万トン (平成29年時点)	6.2万トン	6.4万トン
	再生可能エネルギーの導入 (発電規模)	累計	137MW (令和元年時点)	213MW	200MW
基本施策3 バイオマス産業都市構想の推進	バイオマス燃料に活用されている鶏糞処理量	単年	2.9万トン (令和元年時点)	2.7万トン	4.0万トン
基本施策4 ごみ減量化の推進	町民一人一日あたりの家庭ごみ排出量	単年	438g (令和元年時点)	451g	420g

政策2

一人一人がいきいき暮らすまちづくり

基本施策	項目	計算方法	指標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策1 生涯学習の推進	地域学習会参加者数 (講師派遣事業分)	単年	133人 (令和元年時点)	0人	230人
	町民講座参加者数	単年	495人 (令和元年時点)	601人	640人
	図書貸出者数	単年	4,390人 (令和元年時点)	4,617人	5,400人
基本施策2 スポーツ活動の活性化	20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	単年	-	30.6%	65.0%
	体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	単年	84.3% (令和元年時点)	70.9%	85.0%
基本施策3 保健対策の充実と医療体制の維持	特定健診受診率	単年	55.6% (令和元年時点)	46.1%	60.0%
	血圧正常高値及び高血圧の者の割合(男性)	単年	56.2% (令和元年時点)	58.9%	50.0%
	血圧正常高値及び高血圧の者の割合(女性)	単年	44.6% (令和元年時点)	59.0%	40.0%
基本施策4 高齢者の生きがいづくりの推進	シルバー人材センター延べ活動者数	単年	3,500人 (令和元年時点)	2,365人	3,500人
	老人クラブ数	単年	17団体 (令和元年時点)	11団体	17団体

基本施策	項目	計算方法	指標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策5 福祉の充実	介護予防活動実践行政区	累計	46 箇所 (令和2年時点)	49 箇所	66 箇所
	助け合い・支え合い活動実施地区	単年	1 箇所 (令和2年時点)	2 箇所	3 箇所
	認知症サポーター養成者数	累計	1,909 人 (令和2年時点)	2,235 人	2,000 人

政策3

子育て環境日本一を目指すまちづくり

基本施策	項目	計算方法	指標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策1 子育て支援環境の充実	子育て世代の満足度 (子ども子育て支援計画指標)	単年	19.9% (平成30年時点)	27.0%	24.0%
基本施策2 教育の充実	中学校英語能力検定3学年 3級以上取得率	単年	51.6% (令和元年時点)	17.5%	55.0%
	キャリアスタート協力事業 所数	単年	44 事業所 (令和元年時点)	38 事業所	46 事業所

政策4

資源を活かした地域産業のまちづくり

基本施策	項目	計算方法	指標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策1 かるまいブランドの推進	ふるさと納税お礼品登録数	単年	91 品 (令和元年時点)	170 品	150 品
	特産品販売サイト「かるまいさん」商品登録数	単年	156 品 (令和2年時点)	152 品	142 品
基本施策2 農林畜産業の振興	新規就農者数	累計	4 人 (令和元年時点)	8 人	25 人
	担い手への農地集積面積	累計	853ha (令和2年時点)	831ha	860ha
	法人数（認定農業者）	累計	13 法人 (令和元年時点)	18 法人	16 法人
	森林所有者経営管理意向調査実施箇所数	累計	0 箇所 (令和2年時点)	6 箇所	5 箇所
基本施策3 商工業の振興	誘致企業数（再工業関連事業含む）	累計	11 社 (令和元年時点)	14 社	17 社
	新規求職者奨励金受給者数	累計	67 人 (令和元年時点)	113 人	112 人
	商工会会員数	単年	224 社 (令和2年時点)	204 社	224 社

政策5

多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり

基本施策	項目	計算方法	指 標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策1 観光産業の推進	観光入込客数	単年	171,799人 (令和元年時点)	219,600人	200,000人
基本施策2 移住・定住・交流事業の 推進	ふるさと支援寄附金 受入件数	単年	2,065 件 (令和元年時点)	2,044 件	5,000 件
	移住件数 (移住支援策利用)	累計	—	11 世帯	7 世帯
	かるまい文化交流センター 利用者数	単年	—	52,684人	45,000人
基本施策3 伝統文化の継承	文化協会の加盟団体数	単年	15 団体 (令和元年時点)	19 団体	17 団体
	郷土芸能保存会の活動 団体数	単年	4 団体 (令和元年時点)	4 団体	6 団体

政策6

共に支え合う安心・安全なまちづくり

基本施策	項目	計算方法	指 標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策1 安全な暮らしのための 環境づくり	交通事故件数	単年	150 件 (令和元年時点)	147 件	138 件
	自主防災組織数	単年	10 組織 (令和元年時点)	12 組織	20 組織
基本施策2 快適な生活環境の整備	公共下水道接続率	単年	47.5% (令和元年時点)	57.7%	50.0%
	水道有収率	単年	65.6% (令和元年時点)	68.2%	68.5%
基本施策3 協働によるまちづくりの 推進	地域活動支援事業費補助金 の申請件数（自主防含む）	単年	56 件 (令和元年時点)	46 件	50 件
	若者会議のまちづくりに対 する提言数	単年	—	20 件	5 件
	各種委員会の女性登用割合	単年	27% (令和元年時点)	24.9%	40.0%

基本施策	項 目	計算方法	指 標		
			当初	現況値 (R6)	前期目標値 (R7)
基本施策 1 ニーズに対応した 行政サービスの提供	実質公債費比率	単年	10.5% (令和2年時点)	10.6%	12.5%
	自主財源比率 (決算)	単年	25.3% (令和元年時点)	32.9%	27.0%
	SNSフォロワー数	単年	20人 (令和2年時点)	2,384人	1,000人



第3部 後期基本計画

政策・基本施策・主要施策一覧

政策1

豊かな自然と美しい景観のまちづくり

基本施策1 豊かな自然環境の保全

- 主要施策**
- ①美しい環境の保全と地域環境美化の推進
 - ②花にあふれるまちづくりの推進

基本施策2 地球温暖化対策の推進

- 主要施策**
- ①再生可能エネルギーの利用促進
 - ②脱炭素社会の推進
 - ③省エネルギー対策の推進

基本施策3 バイオマス産業都市構想の推進

- 主要施策**
- ①バイオマス資源の活用

基本施策4 ごみ減量化の推進

- 主要施策**
- ①リサイクルの推進
 - ②家庭ごみ排出量の抑制

政策2

一人一人がいきいき暮らすまちづくり

基本施策1 生涯学習の推進

- 主要施策**
- ①学習情報の提供 ②多様な学習機会の創出
 - ③社会参加活動の促進 ④学習環境の整備充実
 - ⑤自治公民館活動の支援 ⑥読書活動の推進

基本施策2 スポーツ活動の活性化

- 主要施策**
- ①生涯スポーツの推進
 - ②スポーツ推進体制の整備・充実
 - ③スポーツ施設の整備充実・活用促進

基本施策3 保健対策の充実と医療体制の維持

- 主要施策**
- ①健康づくりに取り組む環境整備
 - ②生活習慣病対策の充実 ③感染症への対策
 - ④心の健康の推進 ⑤地域医療体制の維持

基本施策4 高齢者の生きがいづくりの推進

- 主要施策**
- ①高齢者の人材活用
 - ②高齢者の社会参加の促進

基本施策5 福祉の充実

- 主要施策**
- ①共に支え合うまちづくり
 - ②総合相談窓口の充実
 - ③自立への支援と社会参加の促進

政策3

子育て環境日本一を目指すまちづくり

基本施策1 子育て支援環境の充実

- 主要施策**
- ①妊娠前から子育て世代までの包括的支援体制の充実
 - ②乳幼児の健康対策
 - ③療育支援の充実
 - ④安心・安全な公園の整備
 - ⑤幼児教育・保育サービスの充実
 - ⑥児童福祉施設の充実
 - ⑦ひとり親家庭支援体制の充実
 - ⑧医療費支援の充実
 - ⑨児童虐待防止対策の推進

基本施策2 教育の充実

- 主要施策**
- ①幼児教育から義務教育への円滑な接続
 - ②家庭・地域教育力の向上
 - ③体験的な活動機会の充実と促進
 - ④キャリア教育の推進
 - ⑤健やかな体を育む教育の推進
 - ⑥確かな学力の向上を目指す教育の推進
 - ⑦特色ある学校づくりの推進
 - ⑧情報教育の推進
 - ⑨国際理解教育の充実
 - ⑩防災教育の充実

政策4

資源を活かした地域産業のまちづくり

基本施策1 かるまいブランドの推進

- 主要
施策
- ①特産品開発と販路拡大の推進
 - ②ブランド化の確立 ③地場産業の育成強化

基本施策3 商工業の振興

- 主要
施策
- ①中心商店街の活性化
 - ②地域に根ざした商業活動の推進
 - ③中小企業の経営安定に向けた支援
 - ④企業誘致と雇用の創出

基本施策2 農林畜産業の振興

- 主要
施策
- ①資源循環型農林畜産業の推進
 - ②環境に配慮した農業の推進
 - ③森林資源の持つ多面的機能の維持増進
 - ④担い手の育成・確保
 - ⑤近隣市町村・関係団体との連携の推進

政策5

多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり

基本施策1 観光産業の推進

- 主要
施策
- ①広域連携による集客促進 ②観光資源の充実
 - ③受入れ体制の整備 ④情報発信の充実

基本施策3 伝統文化の継承

- 主要
施策
- ①創造的な文化活動の推進
 - ②芸術・文化活動の充実
 - ③文化遺産の保存・伝承と活用

基本施策2 移住・定住・交流事業の推進

- 主要
施策
- ①交流人口・関係人口の拡大
 - ②移住・定住促進策の推進
 - ③交流施設の活用 ④多文化共生社会の推進

政策6

共に支え合う安心・安全なまちづくり

基本施策1 安全な暮らしのための環境づくり

- 主要
施策
- ①交通環境の整備 ②町道の整備
 - ③公共交通の確保・維持
 - ④消防・防災体制の充実
 - ⑤防犯体制の充実
 - ⑥交通安全の推進
 - ⑦消費者保護の推進

基本施策3 協働によるまちづくりの推進

- 主要
施策
- ①支え合うコミュニティ活動の促進
 - ②町民と行政が一体となったまちづくり
 - ③男女共同参画社会の実現

基本施策2 快適な生活環境の整備

- 主要
施策
- ①住環境整備の推進
 - ②住宅・建築物耐震化の推進
 - ③公営住宅の改良・整備
 - ④生活排水処理事業の推進
 - ⑤安心・安定・持続する水道事業の推進
 - ⑥未給水区域の自家水道整備への支援

政策7

社会変化に対応した行財政運営

基本施策1 ニーズに対応した行政サービスの提供

- 主要
施策
- ①業務の効率化と行政サービスの向上
 - ②健全な財政基盤の維持
 - ③情報発信の強化

基本施策1 豊かな自然環境の保全

1. 目標

快適で潤いのある生活環境を創造するため、町民一体となって豊かな自然環境の適正な保全と活用を図り、人と自然との共生に努めます。また、町民にとって大切な財産である緑豊かな自然環境と美しい景観づくりを推進します。

2. 現状と課題

グリーンデーやクリーンアップデーなどの実践的な活動を通して、町民の環境保全に対する意識が定着し、緑豊かな自然環境が保たれています。また、町内の多くの場所で色鮮やかな花を觀賞することができ、美しい景観づくりが進められています。一方で、人口減少や物価高騰により、クリーンアップデー参加団体の減少や行政区等が管理する花壇の維持管理が困難な状況となっており、豊かな自然環境を保全するためには町民と行政の協力・連携が必要となっています。

また、中山間地域特有の里山の風景を守り、のどかな農村風景を次代に継承していくためにも農地・山林の適正な管理と担い手の確保も図る必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R3)	現況値 (R6)	目標 (R12)
①花いっぱいコンクール参加団体数	単年	22 団体 (令和2年時点)	29 団体	34 団体
②クリーンアップ事業参加団体数	単年	29 団体 (令和2年時点)	16 団体	32 団体

4. 主要施策

1

美しい環境の保全と地域環境美化の推進

施策の内容

緑豊かな郷土を次世代に引き継ぐため、グリーンデーの実施や、親水公園、河川等の適正な管理により、自然環境の保全に努めます。また、毎年8月第1日曜日をクリーンアップデー（町内一斉清掃の日）と定め、町民総参加のもと、自主的に地域内のごみ拾いや公共施設の清掃などを実施し、地域環境美化を推進します。

2

花にあふれるまちづくりの推進

施策の内容

花いっぱいコンクールを通じて、地域や学校、企業など、町民一体となって花にあふれるまちづくりを推進します。また、軽米町環境美化推進事業により、軽米の春を彩るチューリップの植栽を推進します。

基本施策2 地球温暖化対策の推進

1. 目標

人と豊かな自然環境が共生する地域社会を目指すとともに、環境に対する意識を高めた施策を展開します。また、地球温暖化対策を推進するため、軽米町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）の取り組みを具体化するとともに、岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、情報を共有しながら広域的な取り組みを推進します。

2. 現状と課題

地球温暖化は、気候変動や異常気象など地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとされ、近年は海水温の上昇などにより海洋生態系への影響も指摘されるなど、影響は広がりを見せています。気候変動への対応は町も国際社会の一員として積極的に取り組むことが求められています。

町では、2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）を目指した取り組みとして、公共施設の地中熱利用や照明機器のLED化を進めるとともに、ゼロカーボン推進事業による一般家庭・事業所の太陽光発電設備や電気自動車の導入支援を行っています。

現在、再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき、太陽光発電や風力発電の整備が進められていますが、こうした町内で発電される再生可能エネルギーを町内で利用する手法についても検討を進めています。

しかしながら、こうした取り組みを早急に進めるには財源の確保が必要となるほか、カーボンニュートラルを実現するためには再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの生活スタイルを取り入れる町民の理解と協力も不可欠です。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①町の二酸化炭素排出量（環境省推計）	単年	6.9万トン (平成29年時点)	6.2万トン	2.1万トン
②再生可能エネルギーの導入（発電規模）	累計	137MW (令和元年時点)	213MW	250MW
③公共施設の二酸化炭素排出量	単年	—	1,836t-co ₂	424.5t-co ₂

4. 主要施策

1

再生可能エネルギーの
利用促進

施策の内容

再エネ農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努めるとともに、発電事業者が行う再エネ事業から生み出される収益の一部を町が「自然のめぐみ基金」として積み立て、農林業の健全な発展のために活用します。また、発電施設における管理作業などの再エネを活用した新たな雇用の創出やミレットパークの展望施設の活用等による環境学習など再生可能エネルギーへの理解の促進に努めます。

さらに横浜市との再エネ連携協定に基づき、エネルギーの供給のほか、農産物などの物的交流や観光面での人的交流を促進するとともに、これらの事業を通じて雇用の拡大やエネルギーの地産地消への取り組みを推進します。

2

脱炭素社会の推進

施策の内容

脱炭素のまちづくりを進めるため、地球温暖化対策推進実行計画の着実な実行に努めます。また、令和元年に岩手県北9市町村で表明した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、地球温暖化対策を推進します。

3

省エネルギー対策の
推進

施策の内容

町民や事業所への啓発等を通して、地球温暖化対策の「COOL CHOICE^{※6}」などの取り組みや省資源・省エネルギーに向けた取り組みを促進します。

また、公共施設に積極的に省エネルギー・再生可能エネルギー設備を導入するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

※6 COOL CHOICE：2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことです。

基本施策3 バイオマス産業都市構想の推進

1. 目標

畜産業から排出される畜ふん尿を利用した良質な堆肥づくりを推進し、環境に優しい資源循環型農業の振興を図ります。また、バイオマス資源を積極的に活用し、大規模園芸施設への活用を推進します。さらに再エネ農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努めるとともに、推進していきます。

2. 現状と課題

町の基幹産業である農業の出荷額は、鶏（鶏卵・ブロイラー）が最も多くを占め、次いで豚、工芸作物、肉用牛等となっています。町ではこれらの産業において発生する畜産系バイオマスや農業系バイオマス、木質系バイオマスなどの資源の有効活用について検討を進めてきました。

現在、鶏糞を利用した民間のバイオマス発電所が稼働しており、発電と処理が効率的に行われるなど、養鶏業の生産拡大とともに処理量も増えていくことが予想されます。また、工芸作物では生分解性の農業用資材の利用への支援を行い、資源循環と環境負荷の低減への取り組みを進めています。

今後も、こうした取り組みを拡大していくほか、更に、バイオマス由来の熱源を農業用や発電用に利用するなど地域資源の循環を広げていくためには、農林畜産業と民間事業者との連携構築が必要となります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①バイオマス燃料に活用されている 鶏ふん処理量	単年	2.9万トン (令和元年時点)	2.7万トン	4.0万トン
②大規模園芸施設における 木質ボイラーに使用するチップの量(240KW)	単年	—	—	300トン

4. 主要施策

1

バイオマス資源の活用

施策の内容

畜産系・農業系のバイオマス資源を積極的に活用し、大規模園芸施設など新しい産業の育成を推進します。また、畜産業から発生するふん尿等を高度に利活用した良質な堆肥づくりを推進し、環境に優しい資源循環型農業の体制強化を図ります。

基本施策4 ごみ減量化の推進

1. 目標

二戸地区広域行政事務組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、地域全体でごみの減量化と資源化（リサイクル）を推進し、循環型社会の構築に努めます。

2. 現状と課題

町民のごみ減量化への意識が高まりつつあり、町民一人当たりの家庭ごみ排出量は減少傾向にあります。家庭用コンポスト導入への支援を継続していくほか、小型家電リサイクル回収や古着回収など3R（リサイクル・リユース・リデュース）運動を拡大しながら、引き続き地域全体でごみ減量化や資源化の取り組みを推進していきます。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①町民一人一日あたりの家庭ごみ排出量	単年	438g (令和元年時点)	451g	420g

4. 主要施策

1

リサイクルの推進

施策の内容

小型家電リサイクル法に基づき、小型家電に含まれる希少な資源であるレアメタル等を再資源化することにより、ごみの減量と限りある資源の有効活用を推進します。また、古着回収事業により、古着をリユース^{※7}・リサイクルすることで、ごみの減量化と資源化を推進し、ごみ焼却処分によるCO₂の削減を図ります。

2

家庭ごみ排出量の抑制

施策の内容

生ごみ処理機の購入に対する補助を継続し、家庭から排出される生ごみの減量化、資源化を図ります。また、ごみ収集カレンダーの配布等により、適切なごみの分別を周知徹底し、家庭ごみと資源ごみの分別を推進します。

※7 リユース：使用しなくなった物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること、または他の製品の一部分として使用することです。循環型社会形成の基本原則である「リデュース」「リユース」「リサイクル」（3R）のうち、「リユース」は「リデュース」に次いで優先順位が高く、環境に良い取り組みです。

基本施策1 生涯学習の推進

1. 目標

町民一人一人が生涯にわたって学び、心豊かで生きがいのある生活を送れるよう、自発的な学習活動を支援するため、かるまい文化交流センターを有効に活用し、多様な学習機会の充実を図ります。また、学ぶことで得られた知識や技術などの成果を地域活動に活かせる環境を整備し、地域リーダーや指導者の養成に努めながら、地域活動の活性化を図ります。

2. 現状と課題

かるまい文化交流センターの開館によって、芸術・文化・教育・子育て・健康づくりなど活動の拠点として、町民の多様なライフスタイルに応じた活動が展開されています。

それに伴い、学習ニーズも広がりを見せ、近年は個人又は少人数による活動が増加してきています。

こうした中で、町民の多様な学習ニーズに対応するため、自発的・主体的な活動を支援する体制と設備の充実、新たなことにチャレンジできる環境づくりが重要となっています。町民講座や文化・芸術教室などの開催をきっかけとして、サークル活動や趣味、生きがいづくりに繋げる取り組みを進め、地域活動が活性化し、リーダーの養成へと繋げていく必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
①町民講座参加者数	単年	495人 (令和元年時点)	601人	660人
②図書貸出者数	単年	4,390人 (令和元年時点)	4,617人	5,000人

4. 主要施策

1

学習情報の提供

施策の内容

関係機関・団体の事業、行事等の調整を図り、生涯学習活動を一元的かつ体系的に示す生涯学習カレンダーを毎年発行します。また、町民の自主的・自発的な学習を支援するため、学習情報の収集に努め、広報紙やホームページのほか、各種メディアを有効活用して学習情報の提供に努めます。

2

多様な学習機会の
創出**施策の内容**

町民の学習意欲を喚起するため、生きがいや生活課題の解決などに向けて、関係機関と連携しながら多様な学習機会の充実を図ります。そのために、若者から高齢者まで、各世代の声やニーズを把握し、それぞれの世代にあった学習メニューの開発や、ICTの活用など多様な学習方法を工夫し、学習機会の提供に努めます。また、地域活動や団体活動の活性化を図るため、リーダー育成のための研修会等を開催し、地域課題解決に向けた学習機会の提供に努めます。

3

社会参加活動の促進

施策の内容

学びから得た知識や技能を自己の生活の範囲に留めるのではなく、多くの町民と共有し、相互に交流、連携し、地域社会に活かす循環型学習活動の推進を図ります。そのために、ボランティア活動や地域づくり活動への参画を奨励しながら、学びの成果を社会に還元できる機会の充実努めます。また、地域学校協働活動や地域団体との連携により、学びを活かして活躍できる環境整備を推進します。

4

学習環境の整備充実

施策の内容

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、かるまい文化交流センターの生涯学習拠点施設としての機能を充実させ、誰もが利用しやすい運営管理に努めるとともに、学習情報の発信や各種講座の開設等に取り組み、学習環境の整備充実を図ります。また、町民の交流の場としての活用促進を図るため、各種イベントの開催や団体活動の支援に努めます。

5

自治公民館活動の
支援**施策の内容**

地域づくりの学習拠点施設である自治公民館の活動を活性化するため、地域課題解決に向けた学習活動を支援するとともに地域リーダーの養成を図ります。地域活動の支援としては、実施に係る助言指導や講師の紹介などを行い、主体的な活動を支援します。また、各種研修会の開催や各自治公民館の連携を図りながら、地域活動を担う人材育成に努めます。

6

読書活動の推進

施策の内容

人生をより豊かに生きるため、生涯にわたって本に親しむ活動の推進を図ります。子どもの豊かな情操を育むため、0歳児から継続して本に親しむ機会の提供や読み聞かせ活動を通じた子どもの読書推進、学校、家庭、地域の連携により学校図書館活動を支援し、読書習慣の定着に努めます。また、町民に身近な親しみのある図書館を目指し、図書や視聴覚資料など多様な資料の収集とサービスの充実を図り、社会の変化に対応した知識や解決力の習得に資する図書館活動を推進します。併せて、読書活動を支える人材育成・活用を図ります。

基本施策2 スポーツ活動の活性化

1. 目標

町民一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を営むため、町民ニーズに応じたスポーツプログラムの充実や指導者の育成・確保、スポーツ施設の整備・有効活用を図り、町民のスポーツ実施率向上を目指します。

2. 現状と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、町民のスポーツに対する意識は、団体活動志向から個人や少人数でもできる活動へと変化してきています。また、健康意識の高まりとともに、日常的に体を動かすことは生活習慣の改善にも繋がります。

町民が日常的にスポーツ活動を親しむためには、体育施設の整備とスポーツ団体の育成のほか、体験教室の開催や公民館や自宅でもできる軽スポーツの浸透も必要です。また、児童生徒のスポーツ環境の充実には、地域クラブ活動の持続可能な体制づくりが必要となっています。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
① 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	単年	—	30.6%	70%
② 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	単年	84.3% (令和元年時点)	70.9%	85%

4. 主要施策

1

生涯スポーツの推進

施策の内容

子どもから高齢者までスポーツに親しめる町民ニーズに応じたプログラムの充実と同時に、広報紙やホームページを活用した情報発信を積極的に行い、町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実に努めます。

2

スポーツ推進体制の整備・充実

施策の内容

学校やスポーツ関係団体等の活動を支援し、各団体の活動強化と競技力向上を図ります。また、スポーツ指導者の育成・確保に努め、各種スポーツ教室などの事業を展開し、指導者の活躍の場の確保を図ります。

3

スポーツ施設の整備
充実・活用促進

施策の内容

町民ニーズに合わせたスポーツ施設の環境整備に努めるとともに、既存施設の計画的な整備補修を進めます。また、町民が身近にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、学校体育施設開放事業の推進やスポーツ施設を利用した事業展開を図ります。

基本施策3 保健対策の充実と医療体制の維持

1. 目標

町民一人一人が心身ともに健康でいきいきと暮らしていくために、健診結果や KDB^{※8}を活用して健康状態の把握を行い脳卒中等の生活習慣病予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。また、ゲートキーパー^{※9}の養成などにより自殺防止に努めます。

2. 現状と課題

町民の死因の多くは悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が占めており、循環器系の疾患による死亡が特に多くなっています。特定健診受診率は目標とする 60%に届いていない状況にあるため、各年代に合わせた受診勧奨により健診受診率を高め、健康状態の把握につなげるとともに、子どもの頃から良い食習慣が形成されるよう食育事業の推進が必要です。

ゲートキーパーの担い手をあらゆる立場の人に広げるため、養成講座の開催を広く周知し、事業所等にも普及推進し、悩みを持った人に誰かが声を掛けられる社会を作っていく必要があります。併せて、地域医療の中核機関である軽米病院の安定的な体制づくりも必要です。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
①特定健診受診率	単年	55.6% (令和元年時点)	46.1%	60.0%
②血圧正常高値及び高血圧の者の割合 (男性)	単年	56.2% (令和元年時点)	58.9%	55.0%
③血圧正常高値及び高血圧の者の割合 (女性)	単年	44.6% (令和元年時点)	59.0%	55.0%

※8 KDB：国保データベースシステムの略。国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

※9 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

4. 主要施策

1

健康づくりに取り組む
環境整備

施策の内容

健康づくりには運動習慣が効果的であるため、インセンティブ※¹⁰を与えて運動などの健康づくりを習慣化するための事業を実施します。また、スマホアプリ等を活用して、運動や健康づくりを推進するとともに、食生活の改善について食生活改善推進員をはじめとする地域活動団体、学校、商店街などと協働で普及啓発に取り組みます。

2

生活習慣病対策の
充実

施策の内容

生活習慣病対策には、対象者の把握と保健指導による直接の働きかけが重要です。そのために、特定健診未受診者への受診勧奨等により受診率の向上を図り生活習慣病の早期発見に努めるとともに、特定保健指導の強化を図ります。また、望ましい生活習慣を定着させるためには、幼少期からの家庭への働きかけが重要であるため、乳幼児健診時の栄養・健康相談や、保育園・学校と連携した食育教室の実施など食育事業の推進を図ります。

3

感染症への対策

施策の内容

手洗いや咳エチケットなどの啓発を行うとともに、予防接種費用の助成等により予防接種率の向上に努め、感染症の拡大防止を図ります。また、新型コロナウイルスなど未知の感染症に対して速やかに対応できる体制整備に努めます。

4

心の健康の推進

施策の内容

自殺対策には、自殺に傾いた時の心の状況などを広く住民が知り、自分自身の心の健康を大切にすること、また、周囲の人が異変に対して早期に気づくことが大切です。誰もが生きていきやすい環境づくりを推進するため、ゲートキーパーの養成を行うとともに、かるまいテレビや広報紙などでの普及活動を強化していきます。また、庁舎内各課との連携により、生きづらさを感じている人へ具体的支援につなぐことができる体制を整備します。自殺対策には、個人の抱える問題への具体的な対応や専門機関との連携が必要であることから、精神保健や福祉分野での専門職の充足を図り、活動を強化していきます。

5

地域医療体制の維持

施策の内容

町の中核医療施設である県立軽米病院の医師の確保、並びに診療科目が現状維持できるよう、町民の声と現場の状況を確認しながら、あらゆる機会をとらえて、県や国への働きかけを強化していきます。

※ 10 インセンティブ：モチベーションを維持・増幅させるための外的刺激です。

基本施策4 高齢者の生きがいつくりの推進

1. 目標

全ての高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らせるよう、知識・技術を持った能力のある元気な高齢者の把握に努め、高齢者の経験を活かした役割と生きがいのある生涯現役社会の構築へ向けた高齢者の就労や地域などの社会参加への柔軟な環境整備を推進します。

2. 現状と課題

町では、これまで高齢者の社会参加や生きがい対策として、シルバー人材センター等で働く意欲のある高齢者の就業・就労機会の確保に努めてきましたが、平均寿命の延伸と、60歳を過ぎても働き続けられる社会環境が整う中、シルバー人材センターの活動登録者は減少傾向にあります。また、老人クラブについても同様に、会員数の減少や後継者不足等から団体活動が低減してきています。

こうしたことから、高齢者が持つ経験と知識を生かした活動が地域社会で展開され、地域に還元されるような新たな仕組みづくりを考えるとともに、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築していく必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①シルバー人材センター延べ活動者数	単年	3,500人 (令和元年時点)	2,365人	2,400人
②老人クラブ数	単年	17団体 (令和元年時点)	11団体	11団体

4. 主要施策

1

高齢者の人材活用

施策の内容

高齢者の長年培ってきた知識や技術を活かすため、能力のある高齢者の把握に努めるとともに、シルバー人材センターでの雇用やボランティアセンターへの人材登録など、地域づくりの中での活躍を支援します。

2

高齢者の社会参加の促進

施策の内容

多様な学習機会の提供や、高齢者の知恵や技術を活用した世代間交流の実施など、学校や地域等と連携しながら社会参加の機会を創出します。また、「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいる老人クラブの活動を支援します。

基本施策5 福祉の充実

1. 目標

子どもから高齢者、障がいを持った人など、全ての人がふれあいと支え合いの共生社会の実現に向け、支え合いの意識の醸成と地域の活動に誰もが参加しやすい環境づくりを推進し、地域におけるつながりの再構築に努めます。町民が住み慣れた地域で安心して暮らし、その人らしい生活の継続のため、心身、生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け適切な保健、医療、福祉サービスへつなげる総合相談体制の充実を図ります。

2. 現状と課題

町の高齢化率は44.8%（令和7年推計）と、少子高齢化の進行とともに、高齢者の一人暮らしの増加や人口減による地域活動等のコミュニティ機能の低下が危惧される状況にあります。共食事業や健康教室の実施など、地域の実情に合わせた多種多様な活動を支援しながら、地域の中で互いに支え合う機運醸成に努めています。

少子高齢化は、介護人材の確保にも影響を及ぼし、現在のような公的サービス（公助）の提供が難しくなる恐れがあります。こうした地域で取り組む「通いの場の設置」や「支え合いの活動」を拡大することで共助の取り組みを広げ、かつ認知症に対する理解を広めることのほか、総合的な相談体制の構築が求められています。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①通いの場・支え合い活動実践地区数	単年	－	21箇所	26箇所
②認知症サポーター養成者数	単年	1,909人 (令和2年時点)	2,235人	2,500人

4. 主要施策

1 共に支え合うまちづくり

施策の内容

医療、介護、福祉サービス等を有効に活用し、高齢者や障がい者も安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉分野の協力体制や連携を推進します。また、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等の専門職と協力し、地域での支え合い、助け合い活動の推進を図ります。高齢者のふれあいと憩いの場であり、介護予防活動やシルバー人材センターなど、支え合いと生きがい活動の場の拠点として、老人福祉センターの更新を含めた施設の充実を図ります。

2 総合相談窓口の充実

施策の内容

高齢者や障がい者、若者や生活困窮者等からの多様化・複雑化する相談に総合的に対応できるよう、住民が身近に相談できる環境づくりを進めるとともに、各種相談窓口や支援機関との連携構築、情報発信に努めます。

3 自立への支援と社会参加の促進

施策の内容

心身ともに健康で、その人らしい生活を続けることができるよう、誰もがお互いを理解し合い、町民の一人として社会参加できるよう、新たな地域活動の場づくりや人材育成に努めます。また、障がいを持った人が、農業分野で活躍することを通じて社会参画を実現する、農福連携の取り組みを推進します。

基本施策1 子育て支援環境の充実

1. 目標

こども家庭センターを設置し、妊娠前から妊娠、出産、子育て期までの各時期に応じた子育て支援を、専門職員とともに地域社会全体で推進していきます。また、一時預かり事業の拡充や病児・病後児保育事業の創設、相談体制の強化、子どもや保護者などが安心して利用できる公園の整備に向けた取り組みを進めるなど、子育て環境日本一のまちを目指します。

2. 現状と課題

子育て世代を取り巻く環境は、核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など日々変化しています。町では、令和元年度に設置した子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、妊娠前から子育て期まで継続した支援を行ってきました。令和8年度からは、新たに児童福祉とも連携した「こども家庭センター」として、引き続き妊娠前から切れ目のない包括的な支援を行うこととしています。

これまでも行っている高校生までの医療費や保育料の無償化、給食費の無料化などの経済的支援に加え、一時預かり保育の実施や子育て支援センターの運営など保護者の負担軽減などを継続しながら、今後は、要望の多い病児病後児保育事業の創設や子育て世代が安心して利用できる公園の整備について検討が必要です。

引き続き、子育て世代との情報共有や意向調査を定期的に行い、子育て世代のニーズに合った施策の展開と相談体制の充実を図り、子育てについての不安の解消と満足度の向上に繋げていく必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
①子育て世代の満足度 (子ども子育て支援計画指標)	単年	19.9% (平成30年時点)	26.9%	30.0%

4. 主要施策

1

妊娠前から子育て世代
までの包括的支援
体制の充実

施策の内容

子育て世帯の不安や負担感の軽減を図るため、こども家庭センターを中心に、妊娠前から妊娠・出産・子育て期の妊産婦や18歳までの子どもと保護者に対し、保健師や助産師による訪問事業、相談事業、情報提供による支援を行います。また、妊産婦に対する検査費や通院等の交通費の助成、特定不妊治療費等の助成を継続すると共に産後ケア事業の充実を図ります。併せて、各時期に合った支援プランの作成、子育て世代を対象にした講習会の開催など、医療機関、教育機関等、各関係機関と連携し、包括的かつきめ細やかな支援体制の充実を図っていきます。

2

乳幼児の健康対策

施策の内容

乳幼児期の健康状況を把握することは、子どもの成長に重要であり、生育期に応じて定期的な健康診査を実施するほか、乳児全戸訪問、養育支援訪問事業の実施により、保護者の育児不安の解消、乳幼児の発育・栄養状態を確認するとともに、先天的な疾病の有無・早期発見に努め、乳幼児の健やかな成長を支援していきます。また、町内児童福祉施設において、年2回の健康診断（内科・歯科）を実施し、保護者への指導を含め、児童の健康対策の徹底を図ります。

3

療育支援の充実

施策の内容

支援を伴う疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児の定期健診が重要な役割を果たすことから、健康診査の充実を図っていきます。また、保護者への支援を含め対応が多様化してきており、こども家庭センターによる児童相談、発達相談事業をはじめ、地域、児童施設、教育施設と連携し、早期にその子に合った療育支援につなげるようきめ細かい支援体制づくりに努めます。

4

安心・安全な公園の
整備

施策の内容

子どもや保護者などが安心し、安全に遊ぶことができる公園の整備に向け、子育て世代の意見を聞きながら既存施設の利活用も含め、整備場所や財源の確保、管理体制等を検討し、早期実現に努めます。

5

幼児教育・保育サービスの充実

施策の内容

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、認定こども園や保育園における各児童に合ったプログラムや行事の実施により、多様な経験や体験の場を提供します。また、子育て世帯の負担軽減のため、保育料、副食費の無償化や一時預かり事業を継続するとともに、教育・相談事業、病児・病後児保育事業など、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。

6

児童福祉施設の充実

施策の内容

乳幼児とその保護者の相互の交流の場として、かるまい文化交流センターで実施している子育て支援拠点事業（ピヨピヨ広場）を継続するとともに子育てについての相談、情報提供の場の充実を図ります。また、子育て世帯が安心して仕事ができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施を継続し、ニーズに合わせて、開設時間や開設場所等、新たな施設整備を推進していきます。

7

ひとり親家庭支援体制の充実

施策の内容

ひとり親家庭は、子育てをするうえで経済的に不安定な状態や、家庭生活においてもさまざまな問題を抱えている場合が多い傾向にあります。町では、医療費の一部助成や児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付支援等、経済的な支援を実施していきます。また、国、県をはじめ関係機関、地域と連携し、現状を把握しながら、相談・指導体制の充実に努め総合的に支援していきます。

8

医療費支援の充実

施策の内容

子育て世帯の負担軽減と子どもたちが十分な医療の提供を受けられるよう、高校生までの医療費の全額助成を継続します。また、定期予防接種のほか、大規模流行の恐れがあるインフルエンザ等の予防接種費用の助成により、感染症の拡大や重症化の防止に努めます。

9

児童虐待防止対策の推進

施策の内容

児童虐待に関する相談件数は、年々増加傾向にあり、相談内容についても複雑化してきている状況となっています。軽米町要保護児童対策地域協議会において、地域、保健、教育、医療、警察等、関係機関との連携を図り、広域のかつ効果的なネットワーク体制を構築するとともに、広報等により町民の児童虐待への理解を深め、早期発見、未然防止に努めていきます。また、こども家庭センターによる、妊娠期からのきめ細やかな関わりとそれに続く産後ケア事業、定期的な乳幼児健診、園児の定期健診、乳児全戸訪問・養育支援訪問事業により早期発見に努めていきます。

基本施策2 教育の充実

1. 目標

21世紀を担う青少年育成のために、家庭・学校・地域社会が一体となり、地域のコミュニティを中心とした学校づくりを進め、多様な教育活動の展開により、青少年の「生きる力」を育むとともに、グローバル化、高度情報化に的確に対応できる青少年を育成するための施策を推進します。

2. 現状と課題

少子高齢化、技術革新、グローバル化等が進み、教育をめぐる状況はますます変化していくものと予測されます。

町では、習熟度別学習や長期休業を利用した学習機会の提供など、きめ細やかな学習指導を図るとともに、家庭学習の習慣づけのため、家庭と共に発達段階に応じた指導体制に取り組んできました。

教育をめぐる状況の変化に対応していくためには、教職員の質の維持・向上に加えて、保護者や地域の人々を巻き込んだ地域ぐるみでの取り組みも必要です。地域の特性を活かした体験活動や異年齢、世代間が交流できる活動の充実も必要です。

加えて、高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、学校のICT環境の整備と指導体制の充実が重要です。町では、GIGAスクール構想に対応した校内通信ネットワークの構築と1人1台端末整備によりICTの活用を進めています。

今後も、小中学生の学習内容の定着のため、「わかる授業」の構築と町独自の教員補助（学力向上支援員、特別支援教育支援員）の配置や、中高連携事業による交流授業、公営塾の開設などで学力の底上げを図る必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①英検3級以上の取得及び英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合 （岩手県英語教育実施状況調査）	単年	—	28.6%	40%
②キャリアスタート協力事業所数	単年	44事業所 （令和元年時点）	38事業所	38事業所

4. 主要施策

1

幼児教育から義務教育
への円滑な接続

施策の内容

遊びや生活を中心とする幼児教育と教科等の学習を中心とする小・中学校教育では、教育内容や教育方法が異なることから、子どもの発達や学びの連続性が大切で、子ども一人一人が自己実現を果たすためには、幼児教育と小学校以上の学校教育との円滑な接続を図ることが求められます。接続期である5歳児の発達の流れ等を重視した軽米町架け橋期カリキュラムを設定し、児童と園児との交流活動、教員と保育士との連携、家庭との連携等により、幼児教育から義務教育への円滑な接続を図ります。

2

家庭・地域教育力の
向上

施策の内容

未来を担う子どもたちを健やかに育み、家庭や地域の教育力の向上を図るため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との連携による教育振興運動の充実を図ります。家庭教育支援として、子どもの発達段階に応じた子育て、しつけ等に関する家庭教育学級の開催や学習情報の提供に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱え、孤立しがちな保護者を支援するため、保健・医療・福祉等の関係機関との連携・協力により、相談体制の整備に努めます。併せて、子どもたちの学びや成長を支えるため、地域住民や豊富な社会経験を持つ人材等の協力を得て、放課後子ども教室事業やスクールガード活動等の地域学校協働活動の充実を図ります。

3

体験的な活動機会の
充実と促進

施策の内容

青少年の豊かな心や郷土を愛する心を育むため、地域の特性を活かした体験活動や異年齢、世代間が交流できる活動等、体験的な活動機会の充実を図ります。

併せて、子ども会活動をはじめとする、各種青少年育成団体の活動を支援するとともに、それらの団体との連携を図り、仲間と共に地域の課題に取り組む社会活動やボランティア活動等の学習機会の充実を図ります。

また、地域における青少年活動の活性化を図るため、中高生のジュニアリーダーの育成に努めます。

4

キャリア教育の推進

施策の内容

自分たちの地域を理解し、郷土に対する誇りと愛着を育むために、地域の産業や自然などの学習や地域住民との交流を促進します。また、児童生徒の発達段階に応じた進路選択にかかる基盤の形成に努め、町内事業所や関係機関と連携して実社会の職場体験学習を通じた勤労観・職業観を形成するキャリア教育を推進します。

5

健やかな体を育む教育
の推進

施策の内容

体力・運動能力テストにより児童生徒の実態把握に努め、生涯にわたって運動を継続するための基盤となる意欲・態度や技能の育成を図るための支援を行います。

定期健康診断の実施による保健管理と学校医や関係機関、家庭との連携を図りながら学校保健の充実に努めます。

発達段階に応じ、栄養バランスのとれた学校給食を提供するとともに、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の状況を把握し、個々の実態に合わせた対応を行います。

また、バランスのとれた食生活や望ましい食習慣についての授業を行うとともに、郷土の風土や文化などの特性を活かした伝統的な食習慣や地元食材による地産地消などを学ぶ食育の推進を図ります。

6

確かな学力の向上を
目指す教育の推進

施策の内容

学習定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善を支援します。

学習内容の理解促進のため、児童生徒の個に応じた習熟度別学習やICTの効果的な活用等により、学ぶ意欲を高め、わかる授業づくりを支援します。

また、特別な支援を要する児童生徒の実態把握に努め、福祉や医療機関等と連携しながら支援体制の充実に努め、適切な就学支援に努めます。

学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣を身に付けさせるため、発達段階に応じた指導体制の連携強化を図ります。

小学校と中学校の連携により、小中9年間を見通した系統性、計画性のある教育課程の編成を推進し、学習指導、生徒指導の連続性に配慮した、きめ細やかな指導の充実に支援します。

7

特色ある学校づくりの
推進

施策の内容

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化していることから、より一層学校と地域の連携・協働が重要となり、地域ぐるみでの教育が必要となっています。開かれた学校づくりをさらに推進するため、各学校に学校運営協議会を組織し、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールに取り組み、地域人材や自然環境などの教育資源を活かしながら、多様な教育活動を展開します。

また、地域連携型中高一貫教育により6年間を見通した特色ある学校づくりを進めるとともに、県立軽米高等学校の存続を支援します。

8

情報教育の推進

施策の内容

GIGAスクール構想に対応した校内通信ネットワークの構築と1人1台端末を整備するとともに、連携する教育用コンピューターや大型提示装置等、学校のICT環境整備の充実を図ります。併せて、遠隔学習機能の強化を図ります。

また、情報活用能力を育成するため、ICTを活用した指導力の向上と、情報モラル教育の推進を図ります。

9

国際理解教育の充実

施策の内容

グローバル化が進展し、国際交流が拡大している現代社会では、英語を始めとした語学力を身に付けたコミュニケーション能力が高くグローバルに活躍できる人材が求められています。小・中学校に外国語指導助手を派遣し、外国の習慣や文化に対する興味・関心を高めるなどの国際理解教育を小学校段階から充実させながら、基礎語学力を高める取り組みを図ります。また、中高生の海外派遣等を継続的に実施し、国際感覚豊かなグローバル人材の育成に努めます。

10

防災教育の充実

施策の内容

高齢化社会の進展や地球環境の悪化などの課題に対して、自ら社会に貢献しようとするボランティア活動の意識を高めます。

また、環境問題に対する理解を深める環境教育を推進し、環境保全に対する意識を高めるとともに、東日本大震災や雪谷川・瀬月内川の氾濫の経験を踏まえ、自然災害に対する理解や防災意識を高める指導を行い、地域防災を支える人材の育成を図ります。

政策4

資源を活かした地域産業のまちづくり

基本施策1 かるまいブランドの推進

1. 目標

町の特徴ある資源を活用し、第1次産業・第2次産業・第3次産業の連携による6次産業化を進め、かるまいブランドの確立を目指します。また、地域の資源を町の自然や歴史と融合させ、地域ブランドが確立されることによって、町民の郷土愛の醸成と経済の活性化につなげます。

2. 現状と課題

地域ブランドの確立によって、地域資源や農林畜産物の価値を高め、商品開発と販売促進に繋げ、優位性をもって流通・販売を行うことを目指してきました。引き続き、地域ブランドの価値を高めていくため、商品そのものの価値に加え、サービスの質、消費者からの信頼を高めていくことが重要となります。

町では、新商品の開発にも支援していますが、販路の拡大が課題となっており、かるまいブランド認証制度の活用と合わせて、効果的に地域産業の振興に繋げるとともに、町の特徴である6次産業化の振興も図る必要があります。

中でも町特産の雑穀や果樹などは産地としての知名度向上と生産量の確保をしながらブランド化を進め、ふるさと納税にもつなげていくことが必要です。特に「さるなし」は全国さるなし・こくわサミットを通じた生産者との交流や全国PRが重要となります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①ふるさと納税お礼品登録数	単年	91品 (令和元年時点)	170品	175品
②特産品販売サイト「かるまいさん」 商品注文数	単年	—	137件	167件

4. 主要施策

1

特産品開発と
販路拡大の推進

施策の内容

軽米町新商品開発等促進事業のほか国・県の助成事業を広く周知しながら、地域資源を活用した新商品の開発、既存商品の磨き上げの取り組みや商談会・物産展等への参加を促します。また、かるまいブランドの新たな活用方法、地元産品を活かしたアイデアなどを募集しながら、地域に根差した魅力的な特産品開発を進めます。併せて、関係団体と一体となって、首都圏などでの対面販売やPR活動を行うとともに、ホームページやSNS^{※11}を活用したインターネット販売や情報発信の強化等による知名度向上と販路拡大を目指します。

2

ブランド化の確立

施策の内容

シリアル、黒毛和牛、木炭などの農林畜産物は、他産地との違いを明確にするとともに、ストーリー性を持たせたイメージ作りによりブランドの価値を高めます。地域資源を活用した商品開発については、現行の認証制度を活用しながら、産学官等との連携による6次産業化を促進します。

3

地場産業の育成強化

施策の内容

地場企業による農林畜産物や観光資源などの地域資源を活用した事業活動を促進するために、研修や職業能力開発などの人材育成を支援し地場企業の育成強化を図ります。

※ 11 SNS : 【Social Networking Service】登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

基本施策2 農林畜産業の振興

1. 目標

地域の中心経営体への利用集積により、農業経営の安定化を図るとともに、生産者や消費者のニーズに応じた農業振興、新規就農者の確保・育成を推進し、遊休農地の減少や農村風景の保全に努めます。

また、森林が持つ公益的機能の維持増進をはじめ、林業生産性の向上と経営の安定化に努めるとともに、森林整備計画や森林経営管理制度に基づき林業振興を推進します。

2. 現状と課題

町では、農業を基幹産業と位置付け、稲作と畑作・畜産等の複合経営を推進するなど、多品種を組み合わせた農業振興を図ってきました。一方で、少子高齢化に伴い、農業・畜産業従事者の高齢化や担い手不足で労働力不足が進行し、耕作放棄地も増加しています。加えて、燃料や肥料といった生産資材の高騰により、経営規模拡大の意向が阻害され、認定農業者が減少しています。

また、農業生産活動による環境への負荷低減や近年増加する有害鳥獣による農作物被害などへの対応も求められています。

こうした課題に対して町では、農事組合法人など組織化への支援や、親元での新規就農希望者への独自の支援を行ってきました。今後は、担い手の育成とともに、中心となる経営体への農地の集積集約化を進めるなど、地域の実情にあった新たな施策を検討しながら、効率的な営農形態を支援することが必要です。

森林は、土砂流出防止や水資源涵養など多面的・公益的な機能を有していることから、引き続き整備・保全に努める必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①新規就農者数	累計	4人 (令和元年時点)	8人	20人
②担い手への農地集積面積	累計	853ha (令和2年時点)	831ha	860ha
③法人数（認定農業者）	累計	13法人 (令和元年時点)	18法人	18法人
④森林所有者経営管理意向調査実施箇所数	累計	0箇所 (令和2年時点)	6箇所	14箇所

4. 主要施策

1

資源循環型
農林畜産業の推進

施策の内容

水田を活用した飼料用米、飼料用作物の作付により、給餌した家畜の堆肥を農地に還元します。

また、林地残材等の有効利用に努め、環境に優しい資源循環型農林畜産業と低コスト生産を推進します。

2

環境に配慮した
農業の推進

施策の内容

良質な堆肥の施用や減農薬等の推進を図り、化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に努め、持続的な環境に優しい農業を進めるとともに、農業用産業廃棄物の排出抑制と適正処理を徹底します。

3

森林資源の持つ多面的
機能の維持増進

施策の内容

森林環境譲与税を活用し、再造林に要する経費の一部補助を行うことで、持続的な森林資源の循環、林齢構成の平準化及び水源の涵養、国土や生態系の保全、地球温暖化の防止など森林の持つ公益的機能の保全を図ります。

また、森林管理制度による、森林所有者への意向調査を行い、森林の適切な管理を進めます。

4

担い手の育成・確保

施策の内容

就農相談会の開催等により新規就農者の掘り起こしを行い、国・県の事業を活用するとともに、町独自の軽米町親元就農給付金事業や軽米町農業担い手チャレンジ支援事業を活用し、農業振興の中心となる担い手の確保、育成を図ります。

また、ロボット技術やICTを活用して、省力化や高品質生産を図るスマート農業の実践等、若者にも魅力ある農業を構築するため、新技術の導入を推進します。併せて、経営管理能力の向上、経営発展の可能性の拡大を図るため、経営体としての法人化への取り組みについても積極的に支援・推進します。

5

近隣市町村、関係団体
との連携の推進

施策の内容

近隣市町村との連携を図りながら、出荷の規模拡大と品質管理、安定した出荷を行い、農林畜産物の安心・安全な産地化を推進します。また、地域の将来像を描いた地域計画と目標地図の策定により、担い手の意向把握に努めるとともに、担い手の不足する地区においては、関係機関と連携しながらスマート農業技術の導入など労働の最適化を図ることで生産性の向上を目指します。

有害鳥獣による農作物被害が深刻化していることから、ハンターの育成や捕獲用品・電気柵の整備充実を図り、被害の軽減を図ります。

基本施策3 商工業の振興

1. 目標

商工業者のほか関係団体との連携のもと、消費者ニーズに対応した商品やサービスが提供されることにより、個店、商店街の魅力が向上し、町内外からの消費を引き込むことで、地域と住民を支え続ける商工業を目指します。

また、地域経済を支えている中小企業者の経営基盤の強化や安定化を図ります。

さらに再生可能エネルギー発電事業を新たな主要産業として位置付けるとともに、積極的な企業誘致を推進します。また、企業・事業所が新規就業者を確保するための支援を推進します。

2. 現状と課題

少子高齢化や人口減少、雇用の場が乏しいことによる若年層の流出、大型店進出や近隣市町村への購買力の流出、インターネット販売の普及など、地域経済は依然厳しい状況に直面しています。また、町内事業者数の減少が続いており、商工会の会員数の維持も今後ますます厳しくなることが予想されます。

こうした流れに歯止めをかけるため、再生可能エネルギーなど町の優位性を生かした取り組みと、きめ細やかなサービスの提供といった観光や漫画の聖地巡礼で訪れた方へのおもてなし、小規模事業者の育成・継承支援など商店街の賑わい創出を図っていく必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①誘致企業数（再エネ関連事業含む）	累計	11社 (令和元年時点)	14社	20社
②新規求職者奨励金受給者数	累計	67人 (令和元年時点)	113人	148人
③商工会会員数	単年	224社 (令和2年時点)	204社	204社

4. 主要施策

1

中心商店街の活性化

施策の内容

商工会・商店街活動の維持・強化を図るため、財政的支援を継続します。また、商工会・ショッピングカード会と連携し、プレミアム付共通商品券を発行することにより、地域内における経済活動の循環を押し進めます。

町中心部で開催されるイベントについては、商工会青年部や女性部と関係団体が一体となって、中心商店街とかるまい文化交流センターを活用した魅力的なイベント創出により交流人口の拡大を目指します。

2

地域に根ざした
商業活動の推進

施策の内容

商業を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、商工会や金融機関等との連携により、経営の合理化、人材育成を促進するとともに、第1次産業、第2次産業、第3次産業と関係する団体等が相互に連携することで、6次産業化と地産地消の推進を図ります。

また、起業を目指す人に対しては、商工会や金融機関等と連携を深めながら、支援メニューの提供等により、地域に根ざした商業活動の創出を推進します。

3

中小企業の経営安定に
向けた支援

施策の内容

町内商工業者の経営基盤を強化するため、商工会や金融機関、産業振興センターなどの支援機関と連携しながら経営支援体制の充実を図ります。併せて、国・県などの助成制度や町融資あっせん制度等の金融対策支援を推進します。

4

企業誘致と雇用の創出

施策の内容

近隣市町村、首都圏市町村と連携し、再生可能エネルギー施設の積極的な誘致など企業誘致を推進します。

また、新規求職者の雇用の場の確保と、町内企業活動の安定的な雇用のため、新規求職者奨励金制度を推進します。

基本施策1 観光産業の推進

1. 目標

管内の広域連携による魅力の発信の取り組みと各媒体を有効に活用した情報発信を推進することで、生業に結び付くような観光産業の育成を図ります。併せて、おもてなしの心をもって地域の魅力を伝えていくことで、リピーターの多い観光地を目指します。

2. 現状と課題

情報化社会の進展やニーズの変化により観光産業を取り巻く情勢は、年々、変化が激しくなっています。

団体から個人へ、施設型から探索型へ、大型宿泊施設から民泊体験など、観光に求めるニーズはまさに多様化しています。こうした需要に応えるため、SNSやラジオのほかターゲットに合わせた情報発信を取り入れ、観光資源のブラッシュアップ、広域連携による幅広い観光メニューの開発や受け入れ体制を整備することが重要です。

現在、当町を訪れる観光客をはじめ、交流人口は年間20万人を超え、町内の観光施設やイベントも知名度は向上してきています。今後は、イベント内容を見直すなど魅力ある観光資源を創出するとともに、町外の方にとって魅力的と感じる部分を掘り起こし、観光資源に繋げていく必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
①観光入込客数	単年	171,799人 (令和元年時点)	219,600人	220,000人

4. 主要施策

1

広域連携による
集客促進

施策の内容

折爪岳自然公園やヒメボタルの活用について、折爪岳振興協議会を中心に環境保護と観光を一体的に推進するなど、北岩手における広域連携を進めながら、地域全体としての魅力の向上を目指します。

2

観光資源の充実

施策の内容

地域の特性や資源を活かした雪谷川ダムフォリストパーク・かるまいやミレットパークなどの観光拠点の充実による観光の推進を図るとともに、自然や花、風土を活かした体験型観光等の掘り起こしや推進に取り組んでいきます。

森と水とチューリップフェスティバルに代表される各観光イベントも貴重な観光資源であることから、イベントごとにターゲットをしばり内容に変化を加えながら、さらに充実するよう積極的に取り組みます。

3

受入れ体制の整備

施策の内容

観光ボランティアや観光ガイドの育成支援と接遇研修会の実施により、おもてなしの心を大切にしたい受け入れ人材の育成を促進します。また、ミレットパークコテージ等の宿泊施設の環境整備や施設案内看板・イベント案内看板の充実を図りながら、観光客に優しいまちづくりを目指します。

4

情報発信の充実

施策の内容

町観光協会ホームページやSNS、ポスター・チラシ等に加えて、ラジオ放送等の各種媒体を効率よく組み合わせ、タイムリーな情報を発信しながら、より分かりやすく町の魅力が伝わるよう細やかな情報発信の充実に努めます。

基本施策2 移住・定住・交流事業の推進

1. 目標

町にゆかりのある個人や団体、町に興味を持ってくれる人との多様な交流を通じて、軽米町を応援してくれる人を増やすとともに、移住・定住支援策の拡充や、子育て・若者世代のための住環境整備等により、移住・定住者の増加を目指します。また、かるまい文化交流センターを有効に活用し、子どもからお年寄りまで多様な世代の交流を促進します。

2. 現状と課題

町では、国内の姉妹町や在京軽米会などの町出身者との交流、漫画の聖地巡礼などの観光を通じた多様な交流が行われてきました。今後はこれらの取り組みを継続しながら、新たなふるさと会の設立支援やふるさと住民制度の活用検討など交流人口・関係人口の拡大を図ることが一層必要となっています。

町の活性化や課題解決のため、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の外部人材を活用した取り組みを進めているほか、町の遊休地を活用した賃貸住宅の整備や宅地分譲など、若者や移住者向けの住環境の整備を進め、移住・定住者の増加を推進しています。

かるまい文化交流センターについても、各種イベントの開催、各団体や町民の利用により、開館から2年で約11万人が利用するなど、賑わい創出、交流人口拡大の拠点施設となっています。今後も活発な交流を推進するため、町によるイベント開催だけでなく、民間団体や自主的サークルなどの活動支援も必要となっています。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①ふるさと支援寄附金受入件数	単年	2,065件 (令和元年時点)	2,044件	2,500件
②移住件数（移住支援策利用）	累計	— (令和元年時点)	11世帯	30世帯
③かるまい文化交流センター利用者数	単年	— (令和元年時点)	52,684人	55,000人
④定住団地居住世帯数	累計	—	—	10世帯

4. 主要施策

1

交流人口・関係人口の
拡大

施策の内容

在京軽米会などの町出身者の会や姉妹町など、町にゆかりのある個人・団体等との多様な交流を促進し継続した関わりを持つほか、町の現状を知り、多方面から町を応援してくれる人が増えるような取り組みを進めます。

また、地域おこし協力隊制度の活用による地域を支える人材の確保、交流の広がりを推進するほか、ふるさと納税制度を活用した全国各地の人との交流を推進します。

2

移住・定住促進策の
推進

施策の内容

新たな移住・定住支援策の創設やPRを強化し、町に魅力を感じ、訪れる移住希望者などとの幅広い交流体制の確立に努めます。

また、移住に関する住宅関連施策も求められていることから、若者定住促進住宅などの子育て・若者世代を対象とした住環境整備を推進します。

3

交流施設の活用

施策の内容

かるまい文化交流センターの適切な管理・運営を行うとともに各種イベントの開催等により、施設を活用した多様な世代の交流を推進します。

4

多文化共生社会の
推進

施策の内容

異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調して生きていく意識を培うとともに、多言語でのアナウンスを取り入れるなど外国人にも暮らしやすく参加しやすいまちづくりに努めます。

基本施策3 伝統文化の継承

1. 目標

質の高い芸術・文化活動に触れる機会を充実させ、町の伝統文化や文化財に対する理解や愛着を育み、将来にわたって保存継承していくことを目指します。

2. 現状と課題

伝統文化に触れ、それを継承していくことは、郷土の歴史風土を知ることができる重要な宝です。

社会環境が大きく変化していく中、伝統芸能や文化財の保護を継続していくことは容易なことではありません。町民が主体的に活動を継続していくためには、町の支援のほか、学校との連携・協力も重要です。

また、個性豊かで彩りのある軽米ならではの芸術文化を継承・創造していくため、町民ニーズに対応し、生涯を通して芸術文化に親しむ環境づくりに努める必要があります。

文化財の保護については、町民一人一人が文化財の意味を理解するとともに、豊かな生活を創造するための町民共有の財産として認識を持つことにより、初めてその目的が達成できます。そのためにも、記録・保存等の調査活動を継続的に進めその実態を明らかにし、町民の文化財愛護思想の啓発を図りながら、町内外に向け文化財の積極的な活用・発信を図る必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①文化協会の加盟団体数	単年	15団体 (令和元年時点)	19団体	20団体
②郷土芸能保存会の活動団体数	単年	4団体 (令和元年時点)	4団体	4団体

4. 主要施策

1

創造的な文化活動の
推進

施策の内容

さまざまな事業や催しに町民自らが企画・運営する機会を設けるとともに、軽米町民文化祭など発表の場を提供することで、自主的な文化活動への参加意欲の向上と、創造型の文化活動の充実、発展を図ります。

2

芸術・文化活動の充実

施策の内容

演劇・音楽の舞台鑑賞、絵画・書道等の展示を通じ、町民に質の高い芸術文化に触れる機会を提供します。また、小中学生の豊かな感性や個性を育み芸術文化を理解する心を養うため、さまざまな芸術鑑賞の機会を設けます。

3

文化遺産の
保存・伝承と活用

施策の内容

有形・無形文化財の適切な調査・記録保存に努めるとともに、積極的な活用を図ります。

基本施策1 安全な暮らしのための環境づくり

1. 目標

計画的な町道整備と危険個所の改善や道路・河川の適正な維持管理を図るとともに、公共交通体制の総合的な見直しを進め、高齢者等の移動手段の確保・維持を図ります。また、消防団や自主防災組織を中心とした地域防災体制の強化、防犯・交通安全対策の強化など、安全な暮らしを守る取り組みを推進します。

2. 現状と課題

道路は日常生活に密着し、町民の暮らしに欠かせないインフラで、道路整備及び維持管理は重要となります。また、近年増加する局地的な豪雨により、家屋への浸水や道路の冠水など町民生活への被害リスクが増大していることから、道路施設・河川の点検や修繕対策など適正な維持管理が求められています。

併せて、自分たちの命は自分たちで守るという、「自助」「共助」の重要性を再認識し、住民の防災意識の高揚、消防団員の確保対策、自主防災組織の結成支援などにより、防災・減災対策を進めていく必要があります。

少子化や高齢者世帯の増加が進む中、町民が安心・安全な暮らしを送るためには、インフラ整備と併せて防犯・交通安全対策や公共交通の確保、消費生活保護など、さまざまな分野において支援を進めていく必要があります。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
①交通事故件数	単年	150 件 (令和元年時点)	147 件	138 件
②自主防災組織数	単年	10 組織 (令和元年時点)	12 組織	30 組織

4. 主要施策

1 交通環境の整備

施策の内容

安全で快適な生活環境を保持するため、道路・橋梁・河川の定期点検や修繕対策に努めるとともに、町道等へのアクセス道路網の整備について、国・県等関係機関への要望活動を進めます。

2 町道の整備

施策の内容

日常生活に密着し、通勤・通学、経済活動など、町民の暮らしに欠かせない町道整備を計画的に推進します。

3 公共交通の確保・維持

施策の内容

各種バス運行経路の見直しやバスの利用方法等の周知を図り、利用者の増加に努めます。また、高齢者や免許返納者などの交通弱者のニーズに応じ、デマンド交通^{※12}を含めた総合的な公共交通体制について検討を行い、公共交通の利便性の更なる向上を目指します。

4 消防・防災体制の充実

施策の内容

消防団の再編成や機能別消防団員制度の導入等により、少子高齢化や人口減少など地域の実情に応じた消防・防災体制の構築を図ります。また、行政区を中心とした自主防災組織については、消防団との連携を図りながら組織の設立や訓練等の活動をサポートするとともに、定期的な防災訓練の実施等により、災害時における地域防災体制の強化を図ります。

5 防犯体制の充実

施策の内容

軽米町防犯協会を中心として、防犯隊によるパトロール活動の実施や関係機関との連携強化により防犯体制の充実に努めます。

※ 12 デマンド交通：利用者の予約に合わせて運行する公共交通システムです。路線やダイヤをあらかじめ決めないことで、効率的な運行が可能になります。

6

交通安全の推進

施策の内容

軽米町交通安全対策協議会を中心に、岩手県交通安全協会二戸支部軽米分会、交通指導隊等の交通安全関係団体や警察等の関係機関と連携して、交通安全教室や街頭指導等を実施し、町民の交通安全意識の向上に努めます。

7

消費者保護の推進

施策の内容

二戸管内市町村と連携して、町民の消費生活問題や特殊詐欺等の被害に係る相談窓口の確保に努めます。

基本施策2 快適な生活環境の整備

1. 目標

町民の居住環境の向上、公営住宅の適正な維持管理、若者定住促進住宅の整備など、ニーズに応じた快適な居住環境の整備を推進します。また、豊かな地域環境の形成と公共用水域の水質保全のため、公共下水道の利用促進と公共下水道区域外における浄化槽の整備を推進するとともに、上水道の老朽化施設の計画的な更新等により、安心・安全な水の安定供給を持続させます。また、水道事業区域外における生活用水の確保に係る支援策を継続し、生活環境の改善を図ります。

2. 現状と課題

近年、震災に備えた耐震性の高い住宅など、居住環境の向上と安全で安心して住める住宅環境を求める声が多くなっています。また、老朽化した公営住宅の計画的な整備が求められているほか、人口減少対策として、若者・子育て世代への定住促進住宅の整備が早急に必要となっています。

上下水道等のインフラ整備は、整備が完了した特定環境保全公共下水道事業は接続件数の伸びが低調であるため、さらなる下水道利用の推進と公共下水道区域外における浄化槽設置整備事業の推進が必要となっています。

水道事業については、「軽米町水道事業基本計画」に基づき、計画的な施設の更新や老朽管の布設替え、定期的な漏水調査の実施による有収率の向上など、効率的な経営に努めていく必要があります。また、未給水区域における生活用水確保のため、自家水道整備への支援が必要となっています。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初 (R 3)	現況値 (R 6)	目標 (R12)
①公共下水道接続率	単年	47.5% (令和元年時点)	57.7%	65.0%
②水道有収率	単年	65.6% (令和元年時点)	68.2%	70.0%

4. 主要施策

1 住環境整備の推進

施策の内容

町民が安心して暮らせるための居住環境の向上を目指し、ニーズに対応した住環境整備の推進及び移住・定住を促進します。

2 住宅・建築物耐震化の推進

施策の内容

地震発生における災害を防止するため、建築物の耐震性の向上を図り、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 公営住宅の改良・整備

施策の内容

入居者の生活利便性の向上を図るため、軽米町町営住宅長寿命化計画に基づく計画的な建替事業の実施と既存設備の改善に努めます。

4 生活排水処理事業の推進

施策の内容

「軽米町生活排水処理計画」に基づき、町全体を公共下水道区域と合併浄化槽整備区域に区分し、公共下水道区域では下水道接続工事への補助などにより接続率の向上に努め、合併浄化槽整備区域では浄化槽設置に対する補助を行うなど、生活排水の適正処理による生活環境の改善と公共用水域の保全に努め、豊かな地域環境の形成を推進します。

5 安心・安定・持続する水道事業の推進

施策の内容

老朽化した管路の計画的な更新や定期的な漏水調査で有収率の向上を図り、適切な浄水機能の維持と、水道事業の経営の安定化に努めます。

6 未給水区域の自家水道整備への支援

施策の内容

上水道の給水区域外において生活用水の確保が求められていることから、自家水道整備に係る経費に対し補助することで生活環境の改善を図ります。

基本施策3 協働によるまちづくりの推進

1. 目標

「軽米町協働参画町づくり基本方針」に基づき、町民のニーズに合った満足度の高い地域づくりを推進していきます。また、性別や世代を問わず誰もが参加しやすい、町民総参加のまちづくりを目指します。

2. 現状と課題

地域によって活動内容や解決すべき課題、ニーズが異なることから、多様な地域課題の解決のためには、支援事業の充実や結いの精神に立ち「自分たちの地域は、地域住民の手で」という意識の醸成が重要となります。また、人口減少や高齢化の進行により、地域コミュニティの維持や地域活動の継続が危ぶまれる地域も出始めています。既存のコミュニティ単位に捉われない新たなコミュニティ形成も視野に入れた、多様な協働の形を模索する必要があります。

町の支援によって、町民の地域活動への関心を高めるとともに、主体的な地域づくり活動のきっかけとなり、課題解決に取り組みに繋がっていきます。今後もより多くの町民の意見をまちづくりに反映させるためにも、まちづくりの担い手である若い世代や働き盛り世代が積極的に参画できるような広聴活動の推進も重要となっています。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①地域活動支援事業費補助金の申請件数 （自主防含む）	単年	56件 （令和元年時点）	46件	50件
②若者会議のまちづくりに対する提言数	単年	－	20件	20件
③各種委員会の女性登用割合	単年	27% （令和元年時点）	24.9%	40%

4. 主要施策

1

支え合うコミュニティ
活動の促進

施策の内容

コミュニティ組織の活動を充実させるため、自治公民館の整備や地域活動の支援策を推進するとともに、地域活動を支える人材の育成や担い手確保の支援などを進めます。また、既存のコミュニティ単位の捉われない新たなコミュニティ形成も視野に入れ、多様なコミュニティ組織が「結いの精神」を持って、住民相互に支え合えるまちづくりを推進します。

2

町民と行政が一体と
なったまちづくり

施策の内容

町民と行政と一緒に考え、話し合える場の充実、特に若い世代も気軽に参画できる場づくりに努め、町の課題や政策形成に多世代の町民の意見を反映させ、町民目線に立った協働によるまちづくりを推進します。

3

男女共同参画社会の
実現

施策の内容

男女共同参画計画の策定や啓発活動の推進に努め、家庭・地域・職場等あらゆる場面で誰もが人権を尊重し、共に支え合いながら、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会の実現に取り組みます。

基本施策1 ニーズに対応した行政サービスの提供

1. 目標

多様なニーズに対応した行政運営を図るため、徴収率の向上等による税収の増加やふるさと納税の推進などにより自主財源を確保するとともに、AI^{*13}、RPA^{*14}などの活用検討も含めた業務の効率化を推進します。また、総合窓口の充実のほか、行政手続きや町づくりにおけるICTの活用等による利便性の向上を図るとともに、広報紙、かるまいテレビ、ホームページ、SNSなど、さまざまな手段を活用しながら情報発信の強化を図ります。

2. 現状と課題

少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や情報社会の進展など、町民を取り巻く環境は大きく変化しており、行政に対する町民ニーズも多種多様となっています。一方、行政に携わる人材の確保が困難となっており、多様な町民ニーズに適切に対応するためには、町民の求める情報をしっかりと把握、整理するとともに、DXの推進による行政手続きの簡素化、組織の見直しと事務事業の効率化、財源の確保などをより一層進めていく必要があります。

これまで、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しやSNSを活用した情報発信、電子申請や電子契約の導入により住民サービスの向上や事務の効率化を進めてきました。

今後も、ICT環境の変化やSDGsをはじめとする世界の潮流を的確にとらえ、積極的な情報発信と広聴体制の充実により、町民と行政が一つになって町政を発展させていくことが重要となっています。

3. 指標

項目	計算方法	指標		
		当初（R3）	現況値（R6）	目標（R12）
①実質公債費比率	単年	10.5% (令和元年時点)	10.6%	12.0%
②自主財源比率（決算）	単年	25.3% (令和元年時点)	32.9%	25.0%
③町公式SNSフォロワー数	単年	20人 (令和2年時点)	2,384人	4,000人

※13 AI：【artificial intelligence】知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術です。

※14 RPA：【robotic process automation】ロボットによる業務自動化で、事務作業を担うホワイトワーカーがPCなどを用いて行っている一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」のことです。

4. 主要施策

1

業務の効率化と
行政サービスの向上

施策の内容

インターネットの活用も含めた行政手続きの簡素化や、総合窓口の充実等により、町民の目線に立った質の高い行政サービスの提供を図ります。併せて、AI、RPAの導入等も含めた業務の効率化を推進します。

2

健全な財政基盤の維持

施策の内容

徴収率の向上等による税収の増加やふるさと納税の推進、使用料の見直しなどによる自主財源の確保を図るとともに、採算性を意識した実施事業の選択や効率的な事業運営による歳出の適正化を行い、健全な財政基盤の維持を目指します。

3

情報発信の強化

施策の内容

広報紙、かるまいテレビ、ホームページ、SNSなど、さまざまな手段を活用し、町の行事や事業等を積極的に発信します。特に、スマートフォンなどの情報機器の使用が日常生活において当たり前になりつつあることを踏まえ、SNSなどを有効に活用し、タイムリーに分かりやすい情報を発信できる体制を整備するとともに、町民を対象にしたSNSの利用方法に関するセミナーの開催などにより、情報発信の強化を図ります。



資料編

1. 総合発展計画策定条例

○軽米町総合発展計画策定条例

令和2年9月18日条例第15号

軽米町総合発展計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、総合発展計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合発展計画 町のまちづくりの指針となる基本構想及び基本計画をいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念とそれを実現するための基本目標を定めるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、取り組むべき主要施策を体系的に定めるものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合発展計画を策定するものとする。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合発展計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第4条 町長は、総合発展計画を策定し、又は変更しようとするときは、軽米町総合開発審議会条例(昭和54年輕米町条例第27号)に規定する軽米町総合開発審議会に諮問するものとする。

(公表)

第5条 町長は、総合発展計画を策定又は変更したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 総合開発審議会条例

○軽米町総合開発審議会条例

昭和 54 年 10 月 2 日 条例第 27 号

改正

昭和 59 年 3 月 31 日 条例第 19 号

平成 14 年 6 月 21 日 条例第 19 号

平成 17 年 12 月 19 日 条例第 18 号

令和 6 年 3 月 13 日 条例第 5 号

軽米町総合開発審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、軽米町総合開発審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、総合開発計画に関し必要な調査及び審議を行うため軽米町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農業協同組合役員
- (3) 森林組合役員
- (4) 土地改良区役員
- (5) 商工会役員
- (6) 観光協会役員
- (7) 教育委員会委員
- (8) 青年団体代表者
- (9) 婦人団体代表者
- (10) 知識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第7条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年3月 31 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 59 年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年6月 21 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に町長が委嘱する(中略) 軽米町総合開発審議会委員(中略)について適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 19 日条例第 18 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

(軽米町総合開発審議会条例の一部改正)

3 軽米町総合開発審議会条例(昭和 54 年輕米町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画財政課」を「総務課」に改める。

附 則(令和6年3月 13 日条例第5号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3. 総合開発審議会委員名簿

	条例	委員区分	団体等名	役職	委員	備考
1	第1号	農業委員会委員	軽米町農業委員会	会長	笹山 結実男	
2	第2号	農業協同組合役員	新岩手農業協同組合	代表理事組合長	苅谷 雅行	
3	第3号	森林組合役員	二戸地方森林組合	理事	中野 徳栄	
4	第4号	土地改良区役員	軽米町土地改良区	理事	苅敷山 裕二	
5	第5号	商工会役員	軽米町商工会	会長	中野 武夫	
6	第6号	観光協会役員	軽米町観光協会	副会長	高橋 一生	
7	第7号	教育委員会委員	軽米町教育委員会	教育委員	佐々木 敦美	
8	第8号	青年団体代表者	軽米町商工会青年部	部長	夏井 賢一	
9	第9号	婦人団体代表者	軽米町商工会女性部	部長	君成田 三智枝	
10	第10号	知識経験者	二戸地域振興センター	所長	熊谷 英二	
11	第10号	知識経験者	二戸農林振興センター	所長	町屋 宜亨	
12	第10号	知識経験者	軽米町社会教育委員	議長	永井 美保子	
13	第10号	知識経験者	軽米町文化協会	会長	堀米 成嘉	
14	第10号	知識経験者	軽米町スポーツ協会	副会長	工藤 節子	
15	第10号	知識経験者	軽米町消防団	団長	山野下 信夫	
16	第10号	知識経験者	軽米町社会福祉協議会	会長	田名部 晴夫	
17	第10号	知識経験者	軽米町PTA連合会	晴山小学校 PTA会長	小笠原 美幸	
18	第10号	知識経験者	軽米高校PTA	会長	立桶 善孝	

4. 若者会議設置要綱

○軽米町若者会議設置要綱

令和2年9月29日告示第84号

軽米町若者会議設置要綱

(設置)

第1条 若者の感性や発想をまちづくりに反映させるため、軽米町若者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合発展計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関し意見を述べること。
- (2) 町の実施する事業に関し意見を述べること。
- (3) まちづくり及び地域振興に関し意見を述べること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、概ね18歳から45歳までの者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 本町に住所を有する者または出身者で、まちづくりに意欲がある者
- (2) その他町長が必要と認める者

3 町長は、必要に応じて会議に部会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて町長が招集する。

2 町長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月29日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第34号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

5. 計画策定経過

時期	項目	内容
6月～8月		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施、達成状況及び課題の整理 ・町民意識調査等の分析
8月21日	第1回若者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・若者会議委員の委嘱 ・テーマ「住まい」「子育て・教育」 (委員5名、町若手職員17名参加)
9月25日	第1回団体ヒアリング (社会福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「社会参加活動の促進」「高齢者の人材活用」「高齢者の社会参加の促進」「共に支え合うまちづくり」 (社会福祉関係者10名参加)
	第2回団体ヒアリング (商工会)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「特産品開発、ブランド化」「中心商店街の活性化」「観光客の受入れ」「町のインフラ整備・若者住宅の整備について」 (商工会会員等9名参加)
10月16日	第2回若者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「仕事」「にぎわい・交流」 (委員5名、町若手職員15名参加)
10月22日	第1回総合開発審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合発展計画の内容及び策定スケジュール、前期基本計画の進捗状況について説明
11月6日	第3回団体ヒアリング (農業)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「担い手の育成・確保」「鳥獣対策」「ブランド化の確立」 (農業関係者11名参加)
	第4回団体ヒアリング (子育て)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「子育て支援環境の充実」「教育の充実」「高齢者の生きがいづくりの推進」 (子育て関係者20名参加)
11月～1月		<ul style="list-style-type: none"> ・総合発展計画後期基本計画案の作成
12月	高校生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・軽米高校生徒にアンケートを実施
1月21日	第2回総合開発審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定状況の報告 ・総合発展計画後期基本計画(案)に対する意見交換等
2月10日～ 2月27日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや役場窓口において、町民から幅広く意見を募集する。
3月16日	第3回総合開発審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合発展計画後期基本計画(案)に係る答申

軽米町総合発展計画
後期基本計画

令和8年3月

発行 / 軽米町

編集 / 政策推進課

〒028-6302 岩手県軽米町大字軽米10-85

TEL 0195-46-2111

<https://www.town.karumai.iwate.jp/>



軽米町